長野県下における保育施設の概況

Outline of Day Nursery in Nagano Prefecture

桜 田 百合子 Yuriko Sakurada

はじめに

ここ数年来,就学前の乳幼児に対応する各種保育施設のおかれている状況はまことにきびしい。 県下においても,各種の施設中の大多数をしめる 保育所は,とくに次のような事態のただ中におかれており,新聞紙上にも「大揺れ」「曲り角」などと書かれ,取り沙汰されている⁽¹⁾。

出生率の低下、入所児童数の減少等により顕在 化した「定員割れ」問題は、55年以降、大幅な定 員削減、施設の統廃合を推進してきたが、解消の めどが立たず「幼稚園や保育所が入り乱れて子供 の争奪戦」の現象や「空き部屋」が増え「保母過 剰」となり「職場転換」や「新規採用ゼロ」など の深刻な問題を引きおこしている。また、この間 における国や地方自治体の財政難を契機とした行 財政「改革」のなかで、財政負担の大きい保育関 係経費は削減, "見直し"の格好の対象にされてい る。県下の自治体の一部においても「行革」答申 のうちに公営保育所の民間委託化、保育料の引上 げ等の「安上り」方策が掲げられている(2)。しかし、 その結果として, 民間施設の経営危機や入所利用 の抑制, "保育所離れ"がすすみ, 何よりも保育を 要する子どもや家庭の上にしわよせられるという 事態を招いてゆくのである。

一方, 県民一般の就学前教育・保育に対する関心は大きい。とりわけ子育て期の勤労者世帯においては, 就労形態や家族構成の変化等から家庭・地域の育児をめぐる環境条件が悪化するなかで, 保育時間の延長や未満児保育の充実など, 保育施設・保育行政への要望・期待は高まりこそすれ, 低まることはないように思われる。

したがって今日、保育行政を直接的に担っている地方自治体の保育政策のあり方が問われてお

り、論議も活発化している。そのようななかで筆者らは長野県地方自治研究センター(理事長・藤巻幸造)から委嘱され、県下の全市町村の保育行財政に関する実態調査を行なう機会を持つことができた⁽³⁾。この調査の結果をもとに、県下の保育行財政白書をまとめつつあるが、本稿ではそのうちの57年度時点における県下の各種保育施設の概況を、以下の各項目において今回の調査で把握しえた範囲内で報告しておきたい⁽⁴⁾。

この調査報告は、膨大にわたる本調査の一部分であり、県庁および122市町村の行政当局より提供された業務統計等の資料を中心にしてまとめたものである。所管等の異なる各種施設の状況を一列に並べてまとめるには、関係資料・情報の一斉的な集収が欠かせないのであるが、一部においてその便宜提供を受けられず、また行政の直接的な所管の外におかれている施設もあった。そのうえ調査者側の不手際も重なり、全体的な整合性に欠ける箇所が一部みられるのであるが、中心的な施設の保育所・幼稚園にかんしては既存の統計資料の大部分が手許に集まり、幼・保の総合的な分折を可能にしてくれた。

この調査報告により、県下の各種保育施設の57年時点における普及状況、項目別の特徴を把握できると思われ、それはまた上述の今日的な問題状態を掘り下げ、行政課題を提起してゆくうえで欠かせない基礎的・前提的な作業であろうと考えるものである。

注)

(1) 最近の県下の保育をめぐる問題状態について 『信濃毎日新聞』(59年6月4日朝刊)が松本市を 例にあげ、かなりのスペースをさいてレポートし ている。本文中の「」内はこの紙面からの引用 である。

(2) 保育所の民間委託等をもり込んだ答申例として は,長野市(57年6月)をはじめ,東部町(57年 11月)更埴市(57年12月)小諸市(58年4月)な どがあげられる。

(3) 本調査の概要

調査対象――県下122市町村の行政当局および補 完的に県の関係行政当局,私立保育施設,民間 無認可施設の経営者

調査方法――①調査票への記入依頼,②資料(予 算,決算書,例規,業務統計など)の提供依頼, ③訪問面接・電話によるヒアリング

調査票——「保育行財政に関する実態調査」(57年 10月)「保育事業関係決算調書」(58年6月)「幼 稚園関係経費および担当課係に関する調査」(58 年9月)

調査票の回収状況――いずれも100%回収 調査の時期――昭和57年9月-58年12月

本調査研究の担当者――筆者および本学助教授・ 寺脇隆夫

(4) 57年現在の資料・数値が見当らない(不明・未 公表)場合,一部で56年度数値を使用している。

保育施設の種類と設置数

昭和57年度現在,長野県下において就学前の乳幼児の保育(教育)をおこなっている施設の種類は、〈表1〉でみられるように合計12種類を数えている。代表的な保育所(児童福祉法24条により要保育児を入所させ,保育する施設)と幼稚園(学校教育法77条にもとづき就学前幼児を保育する施設)の他に,8種類の施設が存在する。この8種類は法定外の無認可施設であるが,保育行政の現状からして、その手の及ばない,あるいはその枠外におかれている多様な保育要望を背景にして設置・運営されている。これらの無認可施設を設置主体の別に大きく分けると、表示のような「公設」と「民間」に分けられる。

「公設無認可施設」の区分には「へき地保育所」「季節保育所」「児童館保育」の三種類が入る。これらの設置主体はいずれも市町村、法定の認可保育所の不足・設置困難の事態に対応する無認可施設で、市町村により法24条の但し書き規定にもとづく施設として運用されている⁽⁵⁾。

へき地保育所は、交通不便、人口希薄な山間部

〈表 1〉 保育施設の種類別設置数・構成比

57年度

(後掲の付表1より作成)

	施設数		(比率)	区分内 構成比
総 数	957	所(100) %	_ %
認可保育所	677	(70. 7)	100
公営保育所	570	(59. 6)	84. 2
私営保育所	. 107	(11. 2)	15. 8
公設無認可施設	59	(6. 2)	100
へき地保育所	42	(4.4)	71. 2
季節保育所	2	(0. 2)	3. 4
児童館保育	15	(1. 6)	25. 4
民間無認可施設	98	(10. 2)	100
共同保育所	35	(3. 7)	35. 7
企業内保育所	21	(2. 2)	21. 4
病院内保育所	14	(1.5)	14. 3
ベビーホテル	6	(0. 6)	6. 1
家庭保育室	22	(2. 3)	22. 5
認可幼稚園	123	(12. 8)	100
公立幼稚園10	15	(1.6)	12. 2
私立幼稚園2)	108	(11. 3)	87. 8

注)1) 国立と県立の各1ヵ所を含む

2) 休園中の1カ所を含む

等における法定の保育所の設置困難に対して,36年4月厚生省が特別保育対策として出した設置補助要綱にもとづく施設である。市町村設置,公民館・学校・寺院等の既存の建物を利用,保母2人配置等を要件にして国・県が予算枠内で人件費等の補助をしている。

季節保育所は、農繁期等の地場産業の繁忙期において、保護者の労働のために保育に欠ける乳幼児を対象に、公民館や学校内空教室等を利用して一時的、短期間の保育をおこなう。戦前から戦後にかけて県下各地でも広く普及した施設で、28年度以降、僅少額の国庫助成がある。

児童館保育の「児童館」とは、地域の一般児童に遊びを与えて健全育成をはかることを目ざした法定の児童福祉施設で、不特定の児童の任意利用となる点で保育所等の児童福祉施設とは異なる特徴を持っている。39年度より国庫補助が始まり、各地に設置・普及してゆくが、保育所不足下に、一部の市町村では児童館を保育所の代替施設として利用、特定の乳幼児の保育をおこなっている(6)。ここではそれを公設無認可施設の一種類として位

置づけ、とり扱う。

「民間無認可施設」の設置主体は、当然、株式会社や個人、その他の法人が大部分であるが、なかには例外的に国・公立病院等に付設されている保育施設が含まれている。

「共同保育所」は、産休あけ乳児保育や長時間保育等、認可保育所では受入れ困難な保育要望にもとづき、応急的に開設されている認可外の施設である。利用者個人(父母)の集合体が設置主体となり、自主運営をしている。が、大部分は経営難であり、公費助成の拡充、認可施設化を目ざしている。関係市町村の一部では、入所中の乳幼児が「保育に欠ける」の要件を備えている点から経費助成をしており、県も43年運営費等の補助を開始。認可施設への移行も一部で実現している。

「企業内保育所」と「病院内保育所」は、「職場保育所」とも呼ばれているように、その事業所の労務対策上の必要にもとづき、職場に設置、運営されている。設置主体は、事業経営者つまり株式会社、各種の法人または個人経営者であるが、なかには利用者集団や労働組合が設置・運営主体となる場合もある。「病院内保育所」に対しては、その公共性に照して国庫補助制度がある。「企業内保育所」に対しても、53年以降、国が「児童手当特別会計」を財源として助成を始めた。

「ベビーホテル」は人口密集地等における夜間保育等,保育行政の枠外におかれた多様な保育要望に対して,私的・企業的に開設,経営されている。公費補助の対象外であるが,児童福祉法の一部改正(56年)により,これへの立入調査権や改善指導等がもり込まれた。

「家庭保育室」は、認可保育所の限界、とくに乳児保育体制の不備を補う形で登場、「家庭保育福祉員」(通称保育ママ)として認定された個人の家庭で、「保育に欠ける」乳幼児若干名を保護者から受託して保育にあたる。当該自治体からは、24条但し書に該当する施設として助成金が出ている。

これら各種施設の57年度現在の設置数及び構成 比を〈表 1〉でみてゆこう。

まず,合計957ヵ所を四大区分別にみると,「認可保育所」は677ヵ所で全体の7割をしめており,「幼稚園」の123ヵ所,12.8%に比べて5倍以上である。「公設無認可施設」は59ヵ所(6.2%),「民

間無認可施設」は98ヵ所(10.2%), 両者を合わせると157ヵ所, 16.4%であり「幼稚園」を上まわる数字となる。

つぎに各区分内の種類別設置数と構成比をみてゆくと、「保育所」と「幼稚園」では経営主体の別、つまり公私別の数字が出ている。

「保育所」のうち、「公営」が570ヵ所、「私営」は107ヵ所で「公営」の五分の一弱と少ない。その公私割合をみると「公営」が84.2%をしめ、圧倒的な比重である。この数字が「公営化率」であり、長野県のそれは全国的にみても最上位である⁽⁷⁾。

「幼稚園」は反対に「私立」中心であり, 108ヵ所, 87.8%をしめている。「公立」が15ヵ所で「私立」の7分の1,「公立化率」は12.2%, 全国的にみても最下位のグループに属している⁽⁸⁾。

「公設無認可施設」59ヵ所の内訳は,「へき地保育所」が42ヵ所,71.2%をしめている。「児童館保育」は,122市町村対象の本調査の結果,県下に15ヵ所みとめられた。「季節保育所」は県下に僅か2ヵ所,消え入るばかりの存在である。

「民間無認可施設」の種類別の各欄に掲示した数字は、長野県社会部が57年8-9月に実施した無認可保育施設一斉調査の結果によるものである⁽⁹⁾。合計98カ所のうち、「共同保育所」が最多の35カ所である。「企業内保育所」は21カ所、「病院内保育所」は14カ所、合計35カ所が職場内に設置された施設である。

また, 昨今, 世間を騒がせている「ベビーホテル」も県内に6ヵ所存在している。

「家庭保育室」は、もっとも零細小規模(1ヵ所保育者1人当92 \sim 3人)であるが、自治体へ登録されるので、その数は把握されやすく、合計22ヵ所を数えている。

つぎに〈表2〉より、市部・町部・村部の別に 各種施設の設置状況をみてゆこう。

まず,合計957 ヵ所の市・町・村部別設置割合と普及の特徴を概観しておくと,市部に全体の六割(585ヵ所,61.1%)が集まり,町部(227ヵ所,23.7%)と村部(145ヵ所,15.2%)を合わせた郡部には4割である。そして市部には,公私別の各種,全種類の施設が顔をそろえているのであるが,町部ではこの多様化傾向が弱まり,村部へゆけば市部とは対照的に少種類,公営・公設の施設がほと

〈表 2〉 各種施設の市部・町部・村部別設置状況

57年度

(後掲の付表」より作成)

01 172	4							
	県	āt	市	部	町	部	村	部
•	施設数	比 率	施設数	比 率	施設数	比 率	施設数	比 率
	カ所	%	カ所	%	カ所	%	カ所	%
総 数	957	100	585	61. 1	227	23. 7	145	15. 2
認可保育所	677	100	387	57. 2	174	25. 7	116	17. 1
公営保育所	570	100	294	51. 6	162	28. 4	114	20. 0
私営保育所	107	100	93	86. 9	12	11. 2	2	1. 9
公設無認可施設	59	100	19	3 2. 2	14	23. 7	26	44. 1
へき地保育所	42	100	10	23. 8	12	2 8. 6	20	47. 6
季節保育所	2	100	2	100	_	_	-	-
児童館保育	15	100	7	46. 7	2	13. 3	6	40. 0
民間無認可施設	98	100	81	82. 7	16	16. 3	1	1. 0
共同保育所	35	100	24	68. 6	10	28. 6	. 1	2. 8
企業内保育所	21	100	18	85. 7	3	14. 3	-	_
病院内保育所	14	100	11	78. 6	3	21. 4	_	_
ベビーホテル	6	100	6	100	_	_	_	_
家庭保育室	22	100	22	100	-	_		_
認可幼稚園	123	100	98	7 9. 7	23	18. 7	2	1. 6
公立幼稚園	15	100	6	40. 0	7	46. 7	2	13. 3
私立幼稚園	108	100	92	85. 2	16	14. 8	_	

〈表 3〉各種施設の所在状況 (所在市・町・村数とその割合)

57年度

(後掲の付表1より作成)

37千及	台	計	市	部	E T	部	村	部
	市町村数	割合	市数	割合	町数	割合	村 数	割 合
総数	市町村	100	市 17	100 %	38	100	村 67	100
認可保育所	116	95. 1	17	100	38	100	61	91. 0
公営保育所	116	95. 1	17	100	38	100	- 61	91. 0
私営保育所	26	21. 3	14	82. 0	10	26. 3	2	3. 0
公設無認可施設	32	26. 2	6	35. 3	10	26. 3	16	23. 9
へき地保育所	28	33. 0	5	29. 4	8	21. 1	15	22. 4
季節保育所	2	1. 6	2	11. 8	-	-	_	_
児童館保育	9	7. 4	2	11.8	2	5. 3	5	7. 5
民間無認可施設	25	20. 5	14	82. 4	10	26. 3	1	1. 5
共同保育所	22	18. 0	13	76. 5	8	21. 1	1	1. 5
企業内保育所	11	9. 0	8	47. 1	3	7. 9	_	
病院内保育所	11	9. 0	8	47. 1	3	7. 9	_	_
ベビーホテル	2	1. 6	2	11. 8	_	_	_	_
家庭保育室	3	2. 5	3	17. 6	_	_	_	_
認可幼稚園	36	29. 5	17	100	18	47. 4	1	1. 5
公立幼稚園	10	8. 2	3	17. 6	6	15. 8	1	1. 5
私立幼稚園	21	17. 2	17	100	14	36. 8		•

んどで民営施設は皆無に近い状態となる。

ところで、各種の施設は県下の17市・38町・67村のうち、どれだけの市町村に設置され普及しているのか。〈表3〉でその所在状況をみてゆくと、認可保育所は122市町村中の116、つまり17市と38町の全部および67村中の61村に既設置、6村には未設置となっている。このうちの5村(小川村、中条村、平谷村、浪合村、清内路村)では「公設無認可」区分の「へき地保育所」を設置、また小川村、中条村では「児童館保育」を併用、認可保育所の役割を代替、補完させている。いまひとつの山口村には例外的に「公立幼稚園」が2ヵ所設置されており、「公設無認可」系の施設はない。

「保育所」の公私別の普及状態をみておくと,圧倒的多数の「公営保」は保育所設置の全市町村に設置されている。少数派の「私営保」は経営採算上の制約から人口密集地に設置されやすく,市部に全体の9割近くが集中,町部に残りの1割,村部には僅か2村(高山村,南牧村)に各1カ所である。なお,市部においても「私営保」の未設置市が3市(大町・茅野・塩尻)あり,その一方,長野市内には市部私営全体の半数近く(40カ所)が所在するという偏在ぶりである。

私立多数の「幼稚園」も17市に全体の8割が集まり、そのうちの3分の1が長野市内に設置されている。一方の未設置の町村数は86を数え、市町村全体の7割にあたる。このように市部偏在の「私立幼」に比べて、少数派の「公立幼」は3市6町1村に所在、町部中心の普及がみてとれよう。

「公設無認可施設」は、代表的な「へき地保育所」が設置条件からして山間部の小集落となりやすく、村部に最多(26カ所、44.1%)である。これにつづき市部で19カ所を数え、町部を上まわる点は、県下の市域内には「合併」などの影響で山間へき地がかなりの程度包含されていること、及び保育所不足下の代替施設「児童館保育」の7カ所がなお活用されているためである。

「民間無認可施設」は全体の8割以上が市部に集まり「私営保」「私立幼」なみの偏在ぶりである。 市部中心の多様な保育要望に対して認可保育所の 対応不充分のためであろう。

なお、県下各市町村における施設の種類別設置 数については、後掲の付表1を参照されたい。 注)

- (5) 児童福祉法24条では市町村長に要保育児童の保育所入所措置を義務づけており、保育所が無い等の場合には「その他の適切な保護を加えなければならない」と但し書で規定している。
- (6) 厚生省「児童館設置運営要綱」(53年6月第117号) では市町村が児童館を法24条但し書に基づく 措置のために使用することを是認している。
- (7) 1982年10月1日現在,保育所の都道府県別公営 化率は全国平均59.6%,長野県は83.6%である。 厚生省『社会福祉施設調査報告』より算出。
- (8) 1982年5月1日現在,幼稚園の国・公立化率は 全国平均41.2%,長野県は12.2%である。文部省 『学校基本統計』より算出。
- (9) 長野県社会部「無認可保育施設調査結果の概要」 (57年8-9月実施)。なおこの調査の対象内に児 童館保育の11カ所が入り、本調査(57年10月、全 市町村回答)の15カ所と一致しないが、差引4カ 所は県調査の対象外(調査洩れ)となっているか らであろう。

定員の状況

昭和57年度現在の各種施設における定員数の状況を〈表 4〉でみると、「保育所」「幼稚園」を除き、公・私の無認可施設のほとんどでは定員数を計上できず空欄となっているのであるが、それは以下のような事情による。

表中に定員数掲示の「保育所」「幼稚園」では設置・認可の基準として定員設定が義務づけられ、運営・財政上の重要な基礎をなしている。が、この点「へき地保育所」の場合は名目的な規定にとどまり、運営・財政上の関連も強くないため、定員不明、未設定状態のものが少なくない(後掲の付表2参照)。にもかかわらず表中に定員数を掲示できた理由は、本調査の回答票に未記入の若干の市町村にかんして県庁担当課の調べ数を計上、「県計」を算出したからである。なお「児童館保育」の定員数にかんして担当課は法外の目的外利用の施設でもあり、全く関知していない。

「季節保育所」はその性格上、定員設定にはなじまず、厚生省の設置要綱をみると開設期間中の1日当りの利用児童数は30人以上とある⁽¹⁰⁾。

「民間無認可施設」の定員については、本表作成 上の資料・県社会部実施の調査の結果のなかに見

〈表4〉 施設種別,市・郡部別定員数,普及率(対乳幼児人口比)

(後掲の付表2より作成)

57年度		•			(後掲の付表	2 より作成)
	県	計	市	部	郡	部
	定員数	普及率	定員数	普及率	定員数	普及率
保育所	71,834 ^人	42. 1 %	43, 083 Å	39. 1 %	28,751人	47.8%
(公営)	60,862	35. 7	33,466	30. 3	27,396	45. 6
(私 営)	10, 972	6. 4	9,617	8. 7	1, 355	2. 3
幼 稚 園	20, 485	(22.6)	17, 330	(29.6)	3, 155	(9.8)
(公営)	1, 995	(2.2)	910	(1.6)	1,085	(3.4)
(私営)	18, 490	(20.4)	16, 420	(28.0)	2,070	(6.4)
保育所+幼稚園	92, 319	54. 1	60, 413	54. 8	31,906	53. 1
公設無認可施設						
(へき地保育所)	1, 448	0. 9	325	0. 3	1, 123	1. 9
(季節保育所)					_	_
(児童館保育)						

注)「幼稚園」の()内は対3-5歳人口比率 「公設無認可施設」の空欄は定員不明の施設を含むため未計上 「民間無認可施設」の定員は全数不明につき表より除外

〈表5〉 保育所の市・町・村部別、定員規模別施設数・構成比

57年4月1日現在

(後掲の付表3より作成)

	- / 3 -											
			総	数	30	人	31 ~	45人	46 ~	60人	· 61 ~	- 90人
			実数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
県	合	計	677 カ所	100 %	22 ற所	3.3 %	26 カ所	3.8%	122 カ所	18.0%	164 7所	24.2 %
	公	営	570	100	18	3.2	18	3.2	92	16.1	141	24.7
計	私	営	107	100	4	3.7	8	-7.5	30	28.0	23	21.5
市	合	計	387	100	10	2.6	12	3.1	71	18.3	85	21.9
-	公	営	294	100	6	2.0	5	1.7	45	15.3	66	22.5
部	私	営	43	100	4	4.3	7	7.5	26	28.0	19	20.4
Ħſ	合	計	174	100	0	_	5	2.9	22	12.6	50	28.7
	公	営	162	100	0	: -	5	3.1	19	11.7	46	28.4
部	私	営	12	100	0		0	_	3	25.0	4	33.3
村	合	計	116	100	12	10.3	9	7.8	29	25.0	29	25.0
	公	営	114	100	12	10.5	8	7.0	28	24.6	29	25.4
部	私	営	2	100	0		1	50.0	1	50.0	0	
			91 ~	120人	121 ~	150人	151 ~	200人	201	人以上		
			実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実.数	比 率		
県	合	計	149 ヵ所	22.0%	104 ヵ所	15.4 [%]	64 カ ^所	9.5%	26 ヵ所	3.8 %		
=1	公	営	130	22.8	96	16.8	57	10.0	18	3.2		
計 —	私	営	19	17.8	8	7.5	7	6.5	8	7.5		
市	合	計	82	21.2	65	16.8	42	10.8	20	5.2		
***	公	営	66	22.5	58	19.7	35	11.9	13	4.4		
部	私	営	16	17.2	7	7.5	7	7.5	7	7.5		
町	合	計	49	28.2	32	18.4	13	7.5	3	1.7		
	公	営	46	28.4	31	19.1	13	8.0	2	1.2		
部	私	営	3	25.0	1	8.3	0.	-	1	8.3		
村	合	計	18	15.5	7	6.0	9	7.8	3	2.6		
****	公	営	18	15.8	7	6.1	9	7.9	3	2-6		
部	Æ /	₩	۱ ،	_	Λ.		۱٬ ۸		0			

当らず、全施設にわたり不明のため表示外とした。 では、定員数掲示の施設について〈表 4〉より 定員数と対乳幼児人口比普及率をみてゆこう。

「保育所」の57年4月1日現在の定員合計71,834人,同時点の県下就学前人口(0-5歳児170,689人)に対する普及率は42.1%。これの市・郡部別をみると、郡部が47.8%で市部の39.1%を引き離している。また公・私別では、公営の郡部普及率が抜群に高く、私営では市部でより高い点は先にみた設置状況の特徴を示しているからであろう。

「幼稚園」の同年5月1日現在の定員合計20,485人,保育所定員比28.5%,対0-5歳人口比率は12.0%だが,幼稚園就園年齢の3-5歳人口比率でみると22.5%である。市・郡部別には,私立幼稚園偏在の市部において抜群に高く,3-5歳児の約3割が就園可能という数字がみられる。

以上の保育所と幼稚園の他に、定員数表示のへき地保育所を加えた合計定員数は、93,767人、その普及率は54.9%にのぼる。つまり県下の就学前人口の過半数がこれら代表的な保育施設のいずれかに入所できることを示しており、市・郡部別にみても、ほとんど差のない普及率がみてとれるのである。

つぎに、施設当りの定員状況をみてゆこう。

まず、「保育所」について〈表 5〉では57年10月 現在の定員規模別施設数・構成比を示してある。 この表の定員規模の区切りは、現行の保育単価(11) の定員区分とほぼ同じ。表中の最少区分の「30人」 は、定員を30人とした「小規模保育所」の特別保 育単価適用対象で、県下に22ヵ所ある。また最大 区分「201人以上」は、保育単価表の「151人以上」 に含まれるが、ここでは大規模施設の実態把握の 必要上、一区分を設けた。なお、県下の保育所中、 最大の定員実数は260人、公・私各 1 ヵ所(山形村、 飯田市内)である。

表より全体的傾向をみると、県下の保育所の6割余が中規模の定員区分内(61~150人)に入り、残りが両端の小規模、大規模区分に少数づつ分散している。こうした傾向は大多数をしめる公営保育所の傾向とほぼ合致するのであるが、私営保育所の方はやや異なる。私営保育所では、公営保育所に比べて60人以下の小規模区分および201人以上の最大区分においてより高い割合を示してお

り、両極分解の特徴がみられるのである。

つぎに市・町・村部別にみてゆくと、過半数を しめる市部では上記の全体傾向があてはまり、と くに公営保育所において各区分の比率が近似であ る。町部では、61~150人の3区分に75.3%、中規 模集中傾向がより顕著である。村部では、小規模 集中傾向が強く、90人以下に68.1%が集まり少人 数定員の保育所が大部分をしめていることがわか る。が、その一方で151人以上の大規模区分の比率 が町部よりも高い点は注目され、村部における保 育所統合の進行、大規模施設の増加を示している ものと思われる。(後掲の付表3参照)。

「幼稚園」に移ろう。「保育所」に比べて、幼稚園は一般に大規模定員の施設が多いので、その区切りは〈表 6〉のような8区分とした。さきの「保育所」の区切りと比べてみると、30~45人の小規模2区分に入るものはなく、県下の幼稚園の最小定員は50人(1ヵ所更埴市内)であり、表の最小区分も「46~60人」となる。大規模区分では「201人以上」を3区分新設、「401人以上」が最大区分であるが、ここに入る2ヵ所の定員実数は410人、640人(いずれも長野市内)である。

〈表 6〉により全体的傾向をみると、「151~200人」区分に29.5%、「91~120人」に26.2%、この両者に過半数が集まり、このうちの大部分が120人、160人、200人の定員実数を掲げ、設置認可されているのである。また定員150人を境界にして、それ以上と以下の区分に約半数づつ分散している。この点「保育所」は90人が境界であり、「幼稚園」の定員規模の方がより大であることがわかる。

公・私別の特徴は、大多数をしめる私立幼稚園 が全体的傾向に近似、中・大規模中心であるのに 対して、少数の公立は小規模区分に集まっている。

市・郡部別については表示を省略したが、私立 偏在の市部において私立の特徴がより顕著である のに対して、僅少・公立多数の郡部では小規模区 分への集中傾向がより明瞭である⁽¹²⁾。

「公設無認可施設」の定員規模別施設数にかんしては、設置者の一部に定員未設定・不明があるため、表示を省略した。が、「へき地保育所」では厚生省の通達文書中に「定員おおむね30人」とあり(13)、県下においても定員既設定のへき地保育所の大部分が定員30人である。

57年5月1日現在

(公立は県教委調べ数,私立は県総務部「私立学校調書」57年版より集計・作成)

	総数	60人以下	61~90	91~120	121~150	151~200	201~300	301~400	401人以上
	122ヵ所	4	19	32	5	36	21	4	2
合計	100%	3.3	15.6	26.2	4.1	29.5	17.2	3.3	1.6
л	15ヵ所	1	2	6	2	4	1		
公 立	100%	6.7	13.3	40.0	13.3	26.7	6.7	_	_
±1 ±	107ヵ所	3	17	26	3	32	20	4	2
私 立	100%	2.8	15.9	24.3	2.8	29.9	18.7	3.7	1.9

「児童館保育」にかんしては、この種の定員規定が無い。県下の実態をみても定員を設定しているものは15ヵ所中の4ヵ所、12人60人80人90人とさまざまである(後掲の付表2参照)。

注)

- (10) 32年5月8日厚生省発児第53号「季節保育所の設置について」の別紙・要綱。
- (11) 市町村長が法24条にもとづいて保育所へ入所措置をした場合,措置児1人当りの保育に必要な費用の月額単価を「保育単価」と呼び,定員規模区分等によって金額が異なるので保育所経営上,重大な意味をもっている。
- (12) 幼稚園の定員規模別施設数の市町村別について は注(28)の『保育行財政白書』資料編・表3-2を 参照されたい。
- (13) 昭和36年4月3日厚生省発児76号「へき地保育 所の設置について」の別紙・要綱。

在籍児童数の状況

〈表 7〉より,県下の各種施設に在籍する児童の総数は85,218人,その対0-5歳人口比在籍率は49.9%,県下の就学前児童のおよそ2人に1人がいずれかの保育施設に在籍していることを示唆する数字である。

公・私の保育所には4月1日現在,自由契約児(14)79人を含む63,552人が在籍,総数の75.7%にあたり,およそ4人中の3人が保育所に在籍しているという数字である。幼稚園就園児は5月1日現在,公・私合計17,858人,総数の21.10%にあたる。残りの3.3%が公・私の無認可施設の在籍児で,合計2,808人である。

〈表7〉施設種別の在籍児数,在籍率

(後場の付表4.より作成) 在籍児童数 対乳幼児人生籍室 大田 と	(201) "0000	±2,100 E 4#10200,		
実数 比率 総数 85,218	57年度	(後場	の付表4	.より作成)
総数 85,218 人 100 % 49.9 % 49.9 % 保育所 64,552 (79) 75.7 37.8 公営保育所 54,622 (73) 64.1 32.0 私営保育所 9,930 (6) 11.7 5.8 公設無認可施設 1,521 1.8 0.9 小き地保育所 951 1.1 0.6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1		在籍児童	彭 数	対乳幼児
保育所 64,552 (79) 75.7 37.8 公営保育所 54,622 (73) 64.1 32.0 私営保育所 9,930 (6) 11.7 5.8 公設無認可施設 1,521 1.8 0.9 今き地保育所 951 1.1 0.6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1		実 数	比率	在籍率
公営保育所 私営保育所 54,622 (73) 64.1 32.0 9,930 (6) 11.7 5.8 公設無認可施設 へき地保育所 951 1.1 0.6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 向.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	総 数	85,218 ^人	100 %	49.9%
私営保育所 9,930 (6) 11.7 5.8 公設無認可施設 1,521 1.8 0.9 へき地保育所 951 1.1 0.6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	保 育 所	64,552 (79)	75.7	37.8
 公設無認可施設 1,521 1.8 0.9 へき地保育所 951 1.1 0.6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1 	公営保育所	54,622 (73)	64.1	32.0
へき地保育所 951 1·1 0·6 季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0·7 0·3 民間無認可施設 1,287 1·5 0·8 共同保育所 590 0·7 0·4 企業内保育所 194 0·2 0·1 病院内保育所 302 0·4 0·2 ベビーホテル 91 0·1 0·1	私営保育所	9,930 (6)	11.7	5.8
季節保育所 16 0.0 0.0 児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	公設無認可施 設	1,521	1.8	0.9
児童館保育 554 0.7 0.3 民間無認可施設 共同保育所 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	へき地保育所	951	1.1	0.6
民間無認可施設 1,287 1.5 0.8 共同保育所 590 0.7 0.4 企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	季節保育所	16	0.0	0.0
共同保育所 企業内保育所 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	児童館保育	554	0.7	0.3
企業内保育所 194 0.2 0.1 病院内保育所 302 0.4 0.2 ベビーホテル 91 0.1 0.1	民間無認可施 設	1,287	1.5	0.8
病院内保育所 302 0.4 0.2 ペピーホテル 91 0.1 0.1	共同保育所	590	0.7	0.4
ベビーホテル 91 0·1 0·1	企業内保育所	194	0-2	0.1
	病院内保育所	302	0.4	0.2
家庭保育室) 110 0.1 0.1	ベビーホテル	91	0.1	0.1
	家庭保育室)	110	0.1	0.1
幼 稚 園 17,858 21.0 (19.7)	幼 稚 園	17,858	21.0	(19.7)
. 公立幼稚園 1,593 1.9 (1.8)	公立幼稚園	1,593	1.9	(1.8)
私立幼稚園 16,265 19.1 (17.9)	私立幼稚園	16,265	19.1	(17.9)

注) 保育所の()内は私的契約児童数の再掲 幼稚園の()内は対3-5歳人口比率

また、保育所在籍児総数の対就学前($0 \sim 5$ 歳) 人口比率は37.8%、長野県の保育所在籍率は全国 的にみてもトップクラスで、その普及の高さは広 く知られている $^{(15)}$ 。

幼稚園就園児の対 3-5 歳人口比率は19.7%, これの全国比較は5 歳児就園率で出されており, それをみると長野県は最下位クラスである $^{(16)}$ 。

つぎに〈表8〉から市・郡部別の在籍児数の特徴をみよう。

市部における施設別在籍状況は、全体の7割が 保育所、幼稚園には3割弱、この両者でしめられ

〈表8〉 施設種別の市・郡部別在籍児数。在籍率(対乳幼児人口比)

(後掲の付表 4. より作成)

	市	部	郡	部	在籍	率
	実 数	比率	実 数	比 率	市部	郡部
総 数	54,444 人	100 %	29,487 ^人	100 %	49.3 %	49.0 %
保 育 所	38,626 (64)	70.9	25,926 (15)	87.9	35.0	43.1
公営保育所	29,911 (58)	54.9	24,711 (15)	83.8	27.1	41.1
私営保育所	8,715 (6)	16.0	1,215	4.1	7.9	2.0
公設無認可施設	492	0.9	1,029	3.5	0.4	1.7
へき地保育所	201	0.4	750	2.5	0.2	1.3
季節保育所	16	0.0	_		0.0	
児童館保育	275	0.5	279	1.0	0.3	0.5
幼 稚 園	15,326	28.2	2,532	8.6	(26.2)	(7.9)
公 立 幼 稚 園	781	1.4	812	2.8	(1.4)	(2.6)
私立幼稚園	14,545	26.8	1,720	5.8	(24.8)	(5.3)

注)「民間無認可施設」は在籍児数の市町村別数値不明につき除外 保育所の()内は私的契約児数の再掲 幼稚園の()内は対3-5歳人口比率

〈表 9 〉 保育所の在所(措置)児数規模別施設数・構成比

57年4月1日現在

(各市町村記入の「厚生省報告例」78-別表57年4月分より集計・作成)

		総数	30人未満	30~49人	50~99人	100~149人	150~199人	200人以上
	-1	677カ所	24	71	305	196	61	20
合	計	100 %	3.6	10.5	45.1	29.0	9.0	3.0
_		570 カ所	21	57	250	177	51	14
公	営	100 %	3.7	10.0	43.9	31.1	8-9.	2.5
~.		107 ற所	3	14	55	19	10	6
私	営	100 %	2-8	13.1	51.4	17.8	9.4	5.6

〈表10〉 幼稚園の在園児数規模別施設数・構成比

57年5月1日現在 (公立は県教委「教育要覧」57年版、私立は県総務部『私立学校調書』57年版より集計・作成)

		総	数	50 人未満	50~99人	100~149人	150~199人	200~299人	300人以上
合	計	12	2 カ所	8	30	35	21	21	7
	# I	10	0 %	6.6	24.6	28.7	17.2	17.2	5.7
公	☆.	1	5 カ所	1	4	9	1		_
	<i>M</i> .	10	0 %	6.7	26.7	60.0	6.7	_	· <u> </u>
私	立	10	7 カ所	7	26	26	20	21	· 7
<i>A</i> A		10	0 %	6.5	24.3	24.3	18.7	19.6	6.5

ており、公設無認可施設には1%未満である。

郡部では、圧倒的多数の9割もが保育所に、幼稚園就園児は1割にみたない。へき地保育所等の公設無認可施設には3.5%が在籍しており、市部の約4倍にあたる。

就学前0-5歳人口対比の在籍割合をみると,総数では市部49.3%,郡部49.0%,ほとんど差は無いのであるが,施設別には設置状況の特徴を反映した格差がみとめられる。つまり、市部では私営保,私立幼の在籍率がより高く、郡部は公営保を先頭に、公立系の施設においてより高い。

以下では在籍児数規模別にみた施設の状況をみてゆこう。

〈表 9〉は保育所にかんして57年 4 月 1 日現在の 措置児数規模別 (6 区分) 施設数を示したもので ある。

最小区分の「30人未満」に24ヵ所,これには〈表5〉の定員規模「30人」の22ヵ所中の19ヵ所(他の3ヵ所は在籍児数30人)が入り,さらにそれ以上の区分から5ヵ所である。なお,この時点で県下の認可保育所中の最小の在籍児数は10人(八坂村,鬼無里村各1ヵ所,公営)である。一方の最大区分「200人以上」には20ヵ所,県下における最大在籍児数は295人(長野市内,私営,定員300人)である。

全体的な分布状況は、99人以下の3区分に59.1%、これと〈表5〉の定員規模別分布状況(90人以下に49.3%、この区切りを99人に改めても実数・比率ともほとんど変わらない)を比べてみると、約1割の開差がある。在籍児規模別の方が下降移動しているのであるが、この開差は保育所の平均定員充足率89.8%(表13参照)、したがって未充足率10.2%の数字にほぼ一致する。

幼稚園について〈表10〉でみてゆこう。

その区切り(6区分)を定員規模別の〈表6〉と比べると、最小区分を「50人未満」、最大区分を「300人以上」とした点で、在籍児数規模別の方が全般的に下降移動していることが読みとれよう。また分布状態をみても、149人以下の3区分に59.9%で、定員規模別の150人以下49.2%と比べてみると、かなりの幅の定員開差がみてとれる。

幼稚園の最小区分の50人未満に8ヵ所,県下最 少の在籍児数の園は23人(山口村公立),この他で は30人台が2園ある。一方,最大在籍児数の園は432人(長野市内,私立,定員640人),この他に6園が300人台である。

なお、表示を省略したが市・郡部別、公・私別では保育所、幼稚園とも前述の定員規模別の特徴がほぼ同様にみとめられるのである⁽¹⁷⁾。

以上でみてきた在籍児数規模別施設数の現況から、その構成比の幼・保比較を試み、図示したものが〈図1〉である。保育所が比較的小規模区分に集中傾向を示すのに対し、幼稚園の方は大規模区分において抜き出ており、200人以上のマンモス施設の多い点が目立っている。

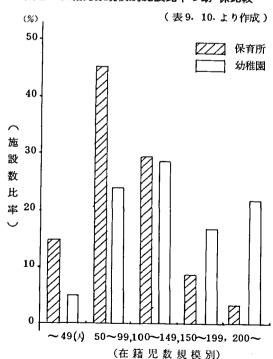
〈表11〉は「公設無認可施設」の種別に在籍児数の規模をみたものである。

「へき地保育所」は、30人以下の3区分に32カ所、全体の76.2%が集まり小規模集中傾向がみてとれる。なお施設当り在籍児数の最小は6人で2カ所、最大は50人の1カ所である(後掲の付表8参照)。

「季節保育所」の2ヵ所は、10人(長野市芋井)、6人(飯山市羽広山)である。

「児童館保育」は前二者に比べてみると、より大規模区分に集中している。最大区分の2ヵ所は、78人、74人であるが、この2施設は58年4月、認

図1 在籍児数規模別施設比率の幼・保比較



〈表11〉 公設無認可施設の種別。在籍児数規模別施設数

57年10月現在

(各市町村記入の「保育所財政に関する実態調査」の回答票より集計・作成)

	総 数	10人以下	11~20人	21~30人	31~49人	50~69人	70人以上
=1	59 カ所	10	18	14	11	3	3
計	100 %	16.9	30.5	23.7	18.6	5.1	5.1
* W // * * *	42 カ所	7	15	10	9	1	
へき地保育所	100 %	16.7	35.7	23.8	21.4	2.4	
季節保育所	2 カ所	2	_	_	_	_	_
10 ** A** /17 ***	15 ヵ所	1	3	4	2	2	3
児童館保育	100 %	6.7	20.0	26.7	13.3	13.3	20.0

〈表12〉 民間無認可施設(総数)の入所児童数規模別施設数

56年 5 月実施

(県社会部「認可外保育施設調査結果」より集計・作成)

	総数	1~9人	10~19人	20 ~ 29,	30~39人	40~49人	50~59人	60~69人	70人以上	不 明
施設数	108ヵ所	47	30	15	6	1	3	1	4	1
上 率	100%	43.5	27.8	13.9	5.6	0.9	2.8	0.9	3.7	0.9

可保育所(豊野町),公立幼稚園(中条村)の新設によりその使命を終ることになった。

「民間無認可施設」の在籍児数規模別施設数にかんしては、57年時点の数字は不明(57年度県の調査結果では未公表)、前年の56年5月実施の県調査結果のうちに〈表12〉のような数字がみられる(施設の種類別内訳は未公表)。調査対象108施設のうち、9人以下が43.5%、30人未満の3区分に85.2%が入り、先にみた公設無認可施設よりもさらに小規模集中の特徴が明瞭にみてとれる。なお、同資料によれば、最少施設の児童数は1人(家庭保育福祉員・共同保育所)、最多は140人(共同保育所)とある。

注)

- (14) 認可保育所に在籍中の児童のうち、法にもとづく措置入所中の児童(措置児と呼ぶ)に対してそれ以外の児童を自由契約児という。
- (15) 57年10月1日現在の各県別の在籍率(人口千人当りの在所者数)を算出、高位順に並べると、①石川県38.40人②高知県33.86人③長野県31.16人……全国平均は16.49人である(保育所在所者数は厚生省「社会福祉施設調査報告」57年版より、人口は総理府『日本統計年鑑』58年版・57年10月1日現在の推計人口)。

- (16) 57年5月1日現在の各県別5歳児就園率をみると,長野県23.2%,全国平均64.4%で全国最下位である(文部省「学校基本統計」より)。
- (II) 保育所および幼稚園にかんする設置市町村別・ 公私別・在籍児数規模別施設数については、注(28) の『保育行財政白書』の資料編・表3-3(保育 所)、同3-4(幼稚園)を参照されたい。

定員充足率の状況

ここでは前項の在籍児数の状況を対定員比率で示した「定員充足率」についてみてゆく。とはいえ〈表13〉でみられるように、定員充足率は定員数が明定された施設種類において算出可能である

〈表13〉 各種施設の市・郡部別定員充足率

57年度		(表4.7.8.4	の資料出所より	7 算出・作成)
		総 数	市部	郡部
保 育	所	89.9 %	89.7 %	90.2 %
(公	営)	89.7	89.4	90.2
_(私	営)	90.5	90.6	89.7
幼 稚	園	87.2	88.4	80.3
(公	立)	79.9	85.8	75.5
(私	立)	88.0	88.6	83.1
へき地位	呆育所	65.7	61.8	66.8

(施設別定員設定状況は前掲の〈表4〉を参照)。

「保育所」は県下の総平均充足率が89.9%である。公・私別では、私営が若干高く、9割台に届いている(18)。「幼稚園」の総平均充足率は87.2%、公立の79.9%に比べて私立は88.0%で、一段と高いのであるが、保育所に比べればやや下まわる。これらの他では「へき地保育所」の平均充足率が65.7%である。

市・郡部別にみると、幼稚園の公・私ともに市 部でより高いが、へき地保育所では郡部がより高 い。保育所の方はこの表ではほとんど差がみとめ られない。

ところで、県下においても乳幼児人口の減少等 を背景にして、就学前施設への入所児減、保育所 の定員ワレ問題が顕在化している。〈表14〉では保 育所の施設当りの充足率状況を市・町・村部別に 集計、五区分別の施設数を表示してある。

まず、最高区分が「95~100%」とあるように県下に100%をこえる定員オーバーの保育所は、原資料中には見当らない。定員・在籍同数の100%のものが130カ所、全体の19.2%、私営保育所に多く、その33.6%もが充足率100%である。

この100%に近づくことが保育所にはとくに期待されており、行政当局による定員指導の現状からも見てとれる。表中に〈参考〉として掲示しておいたように、県当局は55年以降、各市町村に対して定員開差是正(削減)のガイドラインとして、定員規模60人以上では充足率95%以上、60人未満では90%以上という数字を示した。そして、57年度当初においても各市町村では保育所の定員削減を鋭

〈表14〉 保育所の市・町・村部別, 定員充足率別施設数・構成比

57年4月1日現在

(表9の資料出所もり算出・作成)

	/	11 45.1		定員	充 足 率 区	分	-			5. 4. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.	
		保育所	60%	60~	80~	90~	95~		0 人以上		0 人未満
		総数	未満	79%	89%	94%	100%	施設総数	95%以上	施設総数	90%以上
	=1.	677カ所	16	88	181	139	253	620	234	57	25
県	計	100 %	2.4	13.0	26.7	20.5	37.4	100	37.7	100	43.9
	Λ.	570ヵ所	15	76	158	123	198	526	188	44	16
	公	100 %	2.6	13.3	27.7	21.6	34.7	100	35.7	100	36.4
計	私	107ヵ所	1	12	23	16	55	94	46	13	9
	124	100 %	0.9	11.2	21.5	15.0	51.4	100	48.9	100	69-2
	計	387ヵ所	9	44	114	80	140	362	128	25	15
市	äΙ	100 %	2.3	11.4	29.5	20.7	36.2	100	35.4	100	60.0
		294ヵ所	8	34	95	67	90	281	87	13	6
	公	100 %	2.7	11.6	32.3	22.8	30.6	100	31.0	100	46.2
部	±,	93カ所	1	10	19	13	50	81	41	12	9
	私	100 %	1.1	10.8	20.4	14.0	53.8	100	50.6	100	75.0
	≅L	174ヵ所	_	25	36	37	76	164	71	10	6
町	計	100 %	_	14.4	20.7	21.3	43.7	100	43.3	100	60.0
		162ヵ所	_	24	32	34	72	152	67	19	6
	公	100 %	_	14.8	19.8	21.0	44.4	100	44.1	100	60.0
部	£1	12ヵ所	_	1	4	3	4	12	4	-	
	私	100 %	-	8.3	33.3	25.0	33.3	100	33.3		-
	計	116カ所	7	19	31	22	37	94	35	22	4
村	Ħ	100%	6.0	16.4	26.7	19.0	31.9	100	37.2	100	18.2
		114 ヵ所	7	18	31	22	36	93	34	21	4
	公	100 %	6.1	15.8	27.2	19.3	31.6	100	36.6	100	19.0
部	Ŧ	2 カ所	_	1	-	- .	1	1	1	1	· _
	私		_					<u> </u>			

意はかったのであるが⁽¹⁹⁾,このガイドラインを充たすものは、表からみられるように定員60人以上で全体の37.7%にあたる234カ所、60人以下では43.9%の25カ所である。つまり県下の保育所の過半数はこの目標基準を充たすことができず、とくに60人以上の公営保育所において低い数字がみられるのである。

表より市・町・村部別の特徴をみてゆくと、市部では、95%以上区分の公・私別格差に代表されて公=低、私=高の特徴が顕著にみとめられる。町部をみてゆくと、公営の充足率の方が高目であり、私営のより低い点が市部に比べて対照的である。村部には私営保育所が僅少で、市・町部のような公・私比較は難しい。だが郡部として一括される町部に比べてみるとき、公営保育所の全般的な低さが目立つ。最高区分の低さとともに最低区分の高さがあげられ、この60%未満に属する7ヵ所は、定員60人未満の小規模保育所が6ヵ所をしめている。その充足率の内訳は40%未満が3ヵ所、40%台2ヵ所、50%台1ヵ所である。

全般に、保育所の定員未充足状況は、こうした 山間へき地の小規模施設および市街地の公営保育 所においてより明瞭に現われており、今後とも深 刻化が予想されるのである。

「幼稚園」に移ると、〈表15〉でみられるように、 充足率100%以上の定員超過の二区分を設定して 広範囲にわたる分布状況を示した。

その最低は19.4%, この他の60%未満13園の内 訳は30%台2(うち公立1), 40%台3, 50%台8 (うち公立1)である。一方の定員オーバーの二区 分に計28カ所,全部私立で私立幼稚園全体の26.2 %にあたり,その最高は191.0%,定員の約二倍と いう超過密園が存在している。こうした定員オー バー園は市部に集中しており、定員ワレ園は郡部においてより目立つのである⁽²⁰⁾。

定員・在籍児数の開差最少区分の「91~100%」には、僅か24ヵ所(19.7%)、この区分内に過半数が納まる「保育所」と比べてみると大きく異なり、定員充足率をめぐる幼・保間格差がみとめられるのである⁽²¹⁾。

なお、公設無認可施設のうちの「へき地保育所」 にかんしては、施設当りの定員数が一部の複数設 置町村で不明のため、施設単位の充足率状況を表 示することができない⁽²²⁾。

注)

- (18) 保育所の定員充足率の全国平均, 県平均を比較すると, 57年10月現在, 総数では90.2%, 90.5%でほとんど差はない。公・私別では, 全国平均の公が85.9%, 私は97.0%, 長野県の公は90.1%, 私が92.6%で, 公私とも5%近い差があり, 県下の公営が全国平均より高く私営の方がより低いという興味深い数字が見られる(厚生省『社会福祉施設調査報告』57年版より算出)。
- (19) 県下各市町村における55年以降の定員削減の結果,57年4月現在,55年対比の総数で約5%の定員減となり,とくに市部の公営保育所において著しく減少している。
- (20) 幼稚園の定員充足率別施設数の市・郡別については、注(28)の資料編・表3-6を参照。
- (21) このような格差となる理由としては、幼稚園に は定員規模を基準にした経常費の補助制度が無い こと、また多数をしめる私立幼稚園に対する行政 当局の監督指導の不徹底などがあげられる。
- (2) へき地保育所の定員については、本調査の回答 票、および県当局調べ数が設置市町村単位である ため、施設当りの定員数は不明。しかし設置者(市 町村)別の充足率の算出は可能であり、またその

〈表15〉 幼稚園の公・私別、定員充足率別施設数・構成比

57年5月1日現在

(表6.表10の資料出所より算出・作成)

		総数	60 多以下	61~70%	71~80%	81~90%	91~100%	101~120%	120%以上
18	≓t.	122 カ所	14	16	16	24	24	22	6
県	計	100 %	11.5	13.1	13.1	19.7	19.7	18.0	4.9
		15 ヵ所	2	2	2	5	4	_	_
公	立	100 %	13.3	13.3	13.3	33.3	26.7	_	_
T 1		107 カ所	12	14	14	19	20	22	6
		100 %	11.2	13.1	13.1	17.8	18.7	20.6	5.6

他の公設無認可施設の場合も設置者単位の定員数が把握されているものについては充足率が算出されている。後出の注(28)資料編・表2-14を参照されたい。

在籍児童の年齢別状況

まず、〈表16〉でみられるように、全施設にわたり各歳別に在籍児数の把握ができているわけではない。認可保育所(0-5歳)と幼稚園(3-5歳)については行政資料により各歳別の人数を表示できたが、公設および民間の無認可施設の在籍児については各歳別には不明。公設無認可の各施設については本調査の回答票により0-2歳、3歳以上の二区分別人数、民間のそれは県社会部の調査結果より0-2歳、3歳、4歳以上の三区分別人数(ただし県評のみ、市・郡部別、施設別の人数は不明=未公表)を表示してある。

したがって各種施設の在籍児総数85,139人の年 齢別構成は0-2歳・3歳以上の二区分で示すに とどまり、〈表16〉のように3歳未満児が在籍児全体の僅か6%、3歳以上児が94%をしめており、 圧倒的多数である。この3歳以上在籍児の当該年齢人口対比の在籍率をみると、〈表18〉より88.1%、 一方の未満児は6.4%と対照的に少ない。

0-2歳在籍児の合計5,134人は、そのうちの8割が認可保育所に、約2割が民間無認可の各種施設に、へき地保育所等の公設無認可には僅か31人、その未満児割合は2%で格段に低い。この点、民間無認可施設は66.1%で対照的に高く、ほとんどの施設で未満児が過半数をしめている。認可保育所では、公営の6.6%に対して私営は16.4%で一段と高い数字がみられる。

3歳以上児の在籍状況をみてゆくと、合計80,005人の97.6%にあたる78,079人が認可保育所と幼稚園の在籍児である。その各歳別構成比をみると、両者とも3歳児が一段階下るのだが、4歳児と5歳児の比率はほとんど同じである。

〈表18〉の在籍率をみると、3歳児人口の65.4% が保育所と幼稚園に在籍しており、4歳児、5歳

〈表16〉 保育施設の種類別。在籍児の年齢階層別人数・構成比

57年度	120107	N. L.	BEX TEXT	, L. 48	170 V7 MP11	H1H 277 ((出	所・資料	料は下記の記	主を参照)
:	総	数	0 ~ 2	歳 児	3 歳	児	4 歳	児	5 歳以	上児
	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率
	85,139 ^人	100%	5,134 ^人	6.0%	(3)	歳以上児	80,005	(Ý) 9	4.0 (%)	
保 育 所①	64,473	100	4,252	6.6	15,518 ^人	24.1%	22,126人	34.3%	22,577	35.0%
公営保育所	54,549	100	2,628	4.8	13,276	24.3	19,082	35.0	19,563	35.9
私営保育所	9,924	100	1,624	16.4	2,242	22.6	3,044	30.7	3,012	30.4
公設無認可施設 ②	1,521	100	31	2.0	(3)	歳以上児) 1,490	(人) 9	8.0 %)	
へき地保育所	951	100	17	1.8			934	9	8.2	
季節保育所	16	100	5	31.2			11	6	8.1	
児童館保育	554	100	9	1.4			545	9	8.4	
民間無認可施設 ③	1,287	100	851	66.1	163	12.7	(4歳以上)	見) 27	'3(人) 21	.2 %)
共同保育所	590	100	333	56.4	95	16.1		16	52 27	-5
. 企業内保育所	194	100	113	58.3	27	13.9		5	4 27	.8
病院内保育所	302	100	273	90.4	10	3.3		1	.9 6	. 3
ベビーホテル	91	100	37	40.7	17	18.7		3	7 40	. 7
家庭保育室	110	100	95	86.4	14	12.7			1 0	. 9
幼稚園 ④	17,858	100	_	_	3,817	21.4	6,580	38.4	7,191	40.3
公立幼稚園	1,593	100	_	_	140	8.8	590	37.0	863	54.2
私立幼稚園	16,265	100	_		3,677	22.6	6,260	38.5	6,328	38.9

- 注) ①各市町村記入の「厚生省報告例 | 78 別表(措置児童数・57年4月1日現在)より
 - ②各市町村記入の「保育行財政に関する実態調査」の回答票(57年10月1日現在)より
 - ③県社会部「無認可保育施設調査結果」(57年8~9月実施)より
 - ④表10 の資料出所(57年5月1日現在)より集計・作成

児では95.7%, 95.9%である。これら幼・保に公・ 私の無認可施設在籍児を加えるとき, 県下の4・ 5歳児は, そのほとんど全数がいずれかの就学前 施設に就園, 在籍していると判断して差しつかえ ないであろう。

つぎに, 市•郡部別の在籍児の年齢別状況を〈表 17〉 〈表18〉 〈表19〉 でみてゆこう。

まず3歳未満(0-2歳)児については、中心的な施設の認可保育所で、市部が郡部に比べてその実数・構成比・在籍率とも抜群に高く、公私別

〈表17〉 施設種別,市・郡部別年齢三区分別在籍児の人数・構成比

57年度 (出所・資料は表16と同じ) 総 数 0~2歳児 児 4 歳以 上 児 市部 郡 部 市部 部 部 郡 市 部 郡部 市 郡部 保 育 所 38,562 25,911 3,112 1,140 9,275 6,261 26,193 18,510 29,853 24,696 1,666 962 7,300 5,976 20,887 17,758 公営保育所 178 8,709 1,215 285 752 私営保育所 1,446 1,957 5,306 実 2,532 3,286 稚 15,326 531 12,040 2,001 781 812 90 公立幼稚園 722 数 3,236 私立幼稚園 14,545 1,720 11,309 441 1,279 492 1,029 26 5 (3歳以上) (市) 466 1,024 (郡) 公設無認可施設 201 13 へき地保育所 750 4 188 746 5 季節保育所 16 11 ___ 児童館保育 275 279 8 267 1 278 100 100 8.0 4.4 24.0 24.2 67.9 保 育 所 71.4 100 100 5.6 4.0 24.5 24.2 70.0 71.9 公営保育所 100 100 16.7 14.6 22.5 60.9 私営保育所 23.5 61.9 構 幼 稚 100 100 21.4 鬨 21.0 78.6 79.0 成 100 100 93.6 公立幼稚園 6.4 11.1 88.9 私立幼稚園 100 100 22.3 25.6 77.8 74.4 比 100 100 5.3 0.5 公設無認可施設 (3歳以上) (市) 94.7 (郡) 99.5 100 100 6.5 0.5 93.5 99.5 へき地保育所 % 100 100 31.2 68.8 季節保育所 児童館保育 100 100 2.9 0.4 97.1 99.6

注) 「民間無認可施設」は市・郡別人数不明につき除外

〈表18〉 市・郡部別年齢階層別在籍児数の対当該人口比在籍率

57年度 (在籍児数は表16,人口は注記より算出・作成,単位=多) 0 2 歳 児 3 歳 児 歳 歳以上児 県 計 市部 郡部 県計. 市部 郡部 県 計 市部 郡部 県 計 市部 郡部 総 6.4 数 (3歳以上) 88.1 保 所 5.3 6.0 4.1 52.5 48.5 60.1 73.1 65.8 86.6 72.7 66.8 83.7 (公 営) 3.3 3.2 3.4 45.0 38.2 57.4 63.0 52.2 82.9 63.0 53.5 80.5 (私 営) 2.0 2.8 0.7 7.6 10.3 2.7 10.1 13.6 3.7 9.7 -13.3 3.2 幼 稚 園 _ 12.9 17.2 5.1 22.6 30.8 7.9 23.2 30.1 10.5 (公 営) 0.5 0.3 0.9 2.0 1.9 2.1 2.8 1.8 4.5 (私 営) 12.5 16.9 4.2 20.7 28.9 5.8 20.4 28.3 6.0 公設無認可施設 0.04 0.05 0.02 (3歳以上) 1.6 (市部) 0.8 (郡部) 3.2 **月間無認可施設** 1.1 0.6 (4歳以上) 0.5

注) 「民間無認可施設」は市・郡別人数不明につき空欄 人口は県情報統計課調べ(57年4月1日現在)

には私営保育所における未満児比率の高さが市・郡部ともに際立っている(表16・17)。なお、この未満児の各歳別内訳を〈表19〉でみてゆくと、市部の私営が0・1歳の両区分で、郡部の私営は0歳区分で公営を大きく上まわり、乳児・未満児保育を一手に引き受けている実態がうかがわれる。

3歳児区分では、市部の幼稚園に当該人口比17.2 %が在籍、保育所には48.5%であるが、幼稚園の少ない郡部では保育所在籍率が60.1%と高い数字をみせている。

4歳以上児では、市部の幼稚園在籍率が3割台に達し、郡部の1割弱と比べて大差がある。全員就園的なこの区分では、その差が保育所在籍率にはねかえり、郡部のそれが高くなり、市部は反対に低くなる。

公設無認可施設は,在籍児の大多数をしめる3

歳以上児区分において郡部の構成比,在籍率ともより高い数字がみられる。なお、この種の小規模・少数の施設を「保育所」「幼稚園」と並べて一括・表示してみても、これ以上の分析を加えることは難しく、その意味もないだろう。

この点、後掲の付表8では公設無認可施設の設置市町村ごとに、その種類別の在籍児数を年齢二区分別乳幼児人口との対比で示し、在籍率を算出してある。これでみると、乳幼児人口の50%以上在籍の3カ村が見届けられるなど、さまざまな地域差が読みとれるのである。

また、同様に、付表7では幼稚園在籍児の各歳別在籍率が、付表6では保育所措置入所児のそれが各市町村別に算出・表示してある。そして付表5では、以上の6-8表の総括として、年齢二区分別の乳幼児人口、施設種別在籍(措置)児童数

· 〈表19〉 保育所在所(措置)3歳未満児の各歳別人数・措置率(対当該人口比)

57年4月1日現在

(措置児数は表16-①, 人口は表18の注記より集計・作成)

			0	_ 歳	児	1	荿	児	2	歳	児
		_	県 計	市部	郡部	県 計	市部	郡部	県 計	市部	郡部
実	総	数	265	239	26	941	787	154	3,046	2,086	960
数	(公	営)	72	69	3	450	346	104	2,106	1,251	855
\S\	(私	営)	193	170	23	491	441	50	940	835	105
措	総	数	1.1	1.5	0.3	3.4	4.5	1.6	10.9	11.4	9.9
置率多	(公	営)	0.3	0.4	0.0	1.6	2.0	1.1	7.5	6.9	8.8
E	(私	営)	0.8	1.1	0.3	1.8	2.5	0.5	3.4	4.6	1.1

〈表20〉 保育所在所 (措置) 児の年齢二区分別施設数・構成比

57年4月1日現在

(表16-①の資料出所より集計・作成)

		県	計	市	部	郡	部
		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
	施設総数	677ヵ所	100 %	387 ヵ所	100 %	290 ヵ所	100 %
総	3 歳未満児在籍	460	67.9	287	74.2	173	59.7
数	内(0歳児在籍)	(76)	(11.2)	(67)	(17.3)	(9)	(3.1)
	3歳以上児のみ	217	32.1	100	25.8	117	40.3
	施設総数	570	100	294	100	276	100
公	3 歳未満児在籍	359	63.0	200	68-0	159	57.6
営	内(0歳児在籍)	(28)	(4.9)	(26)	(8.8)	(2)	(0.7)
	3歳以上児のみ	211	37.0	94	32.0	117	42.4
	施設総数	107	100	93	100	14	100
私	3 歳未満児在籍	101	94.4	87	93.5	14	100
営	内(0歳児在籍)	(48)	(44.9)	(41)	(44.1)	(7)	(50.0)
	3 歳以上児のみ	6	5.6	6	6.5	0	_

ならびに在籍率が一覧できるように表示してある。各市町村別の就学前施設在籍児の57年度現況 をきめこまかに知る上で参考になろう。

以下では施設単位の在籍児年齢構成の特徴をその種類別(民間無認可を除く)にみてゆく。

「保育所」について〈表20〉では「3歳未満児の在籍あり」、「うち0歳児在籍」、「3歳以上児のみ在籍」の各施設数を掲示してある。みられるように3歳未満児の在籍する保育所は県下に460ヵ所、全体の67.9%にあたる。残りの32.1%は3歳以上児のみが在籍する保育所である。また未満児のうち、0歳児が1人以上在籍の保育所は76ヵ所、全体の約1割である。なお、表示を省略したが、「未

満児在籍あり」の保育所のうちには「未満児のみ 在籍」の保育所が4カ所(市部・私営3公営1) 含まれている。また「3歳以上児のみ」のうちに は3・4歳児不在の「5歳児のみ」という保育所 が2カ所(村部・公営)例外的に存在する。

市・郡部別,公・私別には「未満児在籍あり」 は市部が郡部より多く,公営より私営の方が市・ 郡部とも一段と高い。とくに0歳児保育では公営 の低さが市・郡部とも目立っている。

幼稚園について。就園児の年齢構成区分は〈表21〉より、「3歳以上」「4歳以上」「5歳以上」の 三通りとなる。みられるように県下の私立幼稚園 は全数が「3歳以上」であるのに対して公立の方

〈表21〉 幼稚園 (公・私別) 在園児の年齢三区分別施設数・構成比

57年5月1日現在

(表10の資料出所より集計・作成)

	•	県	計	市	部	郡	部
		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
	施 設 総 数	15 カ所	100 %	6 カ所	100 %	9ヵ所	100 %
公	3 歳以上児	8	53.3	2	33.3	6	66.9
立	4 歳以上児	5	33.3	4	66.7	1	11.1
	5 歳以上児	2	13.3		-	2	22.2
	施設総数	107	100	91	100	16	100
私	3 歳以上児	107	100	91	100	16	100
立	4 歳以上児	_		-			_
	5 歳以上児	-	_	_	_	_	. –

〈表22〉 保育所在所児の年齢各歳別構成比 — 全国・長野県比較

(①は厚生省「福会福祉施設調査報告」57年版より ②は表16一①より算出・作成)

		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳児
57 10 1 -	全国平均	100%	0.8	4.3	9.6	18.5	26.6	27.5	12.6
57. 10. 1 _①	長 野 県	100%	0.2	1.0	3.3	14.5	29.4	34.1	17.5
〈参考〉 57. 4. 1 ②	長 野 県	100%	0.4	1.5	4.7	24.1	34.3	35.0	

〈表23〉 保育所在所児の年齢各歳別人数・在籍率 - 全国・長野県比較

57年10月1日現在

(厚生省「社会福祉施設調査報告」57年版より算出・作成)

				総数	女	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7歲以上
_		国		1,956,7	25 人	16,40	84,624	188,293	362,174	521,082	537,697	246,417	32
全	<u> </u>	四		16.9	93 %	1.	5.5	11.9	22.2	30.6	30.8	13.4	_
	HZ.	県		65,4	40 人	17	669	2,160	9,464	19,210	22,314	11,448	
長 	野		•	32.8	34 %	0.	2.6	7.7	33.4	63.4	73.3	35.8	

注) 各歳別人口の出所は 総理府統計局「57年10月1日現在推計人口」(全国), 県情報統計課調べ(長野県) 「総数」の在籍率は対0~6歳人口比率 は約半数である。残りの半数は3歳児不在の「4歳以上」が3分の1にあたる5ヵ所(市立3,町立1,県立1),また3・4歳児不在の「5歳以上」が2ヵ所(町立2)である。

公設無認可の各施設については〈表17〉でみておいたように、在籍児のほとんどが3歳以上、その各歳別の人数は不明である。施設数も限られており、先述のように付表8において設置自治体ごとに年齢二区分別人数が表示されているので、付表1の施設数と照合してこれをみてゆくと、施設ごとの実態がかなりのていど読みとれる。

以上,県下における各種施設の在籍児童の現況 をみてきたが、とくに特徴的な点の1つをあげれ ば、中心的な就学前施設の保育所における3歳未 満児の僅少、対人口比在籍率の低さである。

この点、57年10月現在で全国平均との比較を試みた〈表22〉〈表23〉をみると一目瞭然である。まず在籍児の各歳別構成比をみた〈表22〉では、長野県の方が0歳・1歳児で約4分の1、2歳児で約3分の1という数字がみられる。一方の4歳以上児の在籍率が一段と高くなっており、これは年度始期の4月時点における4・5歳児中心(優先的)の入所状況の反映でもあろう。〈表23〉は在籍児の各歳別対人口比率を算出してあり、3歳未満の各年齢区分において長野県の在籍率が一段と低い点がみてとれよう。一方の3歳以上の各区分では大きく上まわっており、とくに4歳以上では全国平均の倍以上であり、先述の幼稚園就園状況の特徴(5歳児就園率は全国最低)と表裏一体となる数字である。

保育時間(開所・閉所時刻,延べ開所時間)

まず,保育所の開所・閉所時刻,保育(のベ開所)時間について厚生省が57年10月実施の「社会福祉施設調査」のなかで特別調査項目としてとりあげているので,その結果を中心に長野県下の実態・特徴を全国比較を加えてみてゆこう。

「開所時刻」については〈表24〉に県下の実態を 市・郡部別、公・私別に掲示してある。

みられるように、県下の保育所全体では8時以降の開所が84.7%にのぼり、それ以前の早朝開所となるものは15.4%、これを全国平均と比べると、前者が42.9%、後者が57.1%で、県下の保育所の遅い開所という特徴がみとめられる。

市・郡部別にみると、市部の最多区分が「8.00~」の49.4%であるのに対し郡部は「8.30~」の51.7%で、市部の方がより早い開所となっている。公・私別には、私営保育所の方が市・郡部とも一段と早い開所の時間帯に集まっている。およそ、市部の私営が最も早朝開所の傾向をみせ、一方の最も遅い開所傾向をみせるのは郡部の公営である。

「閉所時刻」について〈表25〉でみてゆくと,県下の保育所全体では5時以降の閉所が54.1%,それ以前が45.9%と約半数づつに分れている。これの全国平均と比べてみると,前者が81.5%,後者が18.5%という数字がみられ,県下におけるひときわ早い閉所という特徴が明瞭にみてとれよう。

市・郡部別にみてゆくと,郡部の保育所においてより早目の閉所となっている。公・私別には, やはり公営保育所の方が市・郡部ともに一段と早

〈表24〉 保育所の開所時刻別施設数・構成比

57年10月1日現在

(各市町村記入の厚生省「社会福祉施設調査」の回答票(写)より集計・作成)

			施設	総 数	7:0	00~	7:	30 ∼	8:	00~	8:3	30 ∼.	9 🕻 (00~
			実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
J	県	計	677カ ^戸	^折 100 %	4 n	^近 0.6%	100ヵ ⁵	^近 14.8	301	所44.5%	268 ⁿ	^所 39.6%	4 n	所 0.6%
市	市	計	387	100	4	1.0	74	19.1	191	49.4	118	30.5		
	公	営	294	100	_	.—	30	10.2	154	52.4	110	37.4	_	-
部	私	営	93	100	4	4.3	44	47.3	37	39.8	8	8.6	_	_
郡	郡	計	290	100		:-	26	9.0	110	37.9	150	51.7	4	1.4
	公	営	276	100	_	.—	23	8.3	101	36.6	148	53.6	4	1.4
部。	私	営	14	100	_		3	21.4	9_	64.3	2	14.3		ı—

〈表25〉 保育所の閉所時刻別施設数・構成比

57年1	lηĦ	1	日田在

(表24の資料出所より集計・作成)

									****	****
		_	施設	総 数	15:00~	15:29	15:30~	15:59	16:00~	16:29
			実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
県		<u>計</u>	677 ^{カ所}	100%	7 ^{カ所}	1.0%	54 カ所	8.0%	163 カ所	24.1 %
市	市	計	387	100		_	28	7.2	89	23.0
	公	営	294	.100	_		28	9.5	81	27.6
部	私	営	93	100	_	_	_		8	8.6
郡	郡	計	290	100	7	2.4	26	9.0	74	25.5
	公	営	276	100	7.	2.5	26	9.4	72	26.1
部	私	営	14	100	_	_	_	_	2	14.3
			16:30~	16:59	17:00~	17:25	17:30~	18:29	18:30~	
			実 数	比 率	実 数	比 率	実数	比 率	実 数	比 率
県-		計	86 ^{カ所}	12.7 %	155 ^{ヵ所}	22.9 %	190 ^{カ所}	28.0 %	22 ^{カ所}	3.2 %
市	市	計	40	10.3	60	15.5	148	38.2	22	5.7_
部	公	営	35	11.9	54	18.4	94	32.0	2	0.7
司2	私	営	5	5.4	6	6.5	. 54	58.1	20	21.5
郡	郡	計	46	. 15.9	95	32.8	42	14.5		
部部	公		45	16.3	93	33.7	33	12.0	_	-
司〉	私	営	1	7.1	2	14.3	9	64.3	_	_

〈表26〉 保育所の長時間 (延長) 保育実施状況 (施設数・実施率)

57年10月現在

(「保育行財政に関する実態調査」の回答および関係資料から集計・作成)

						MINNI-MI)	- , 4,0				
				長時間	保育		時間	帯別	実 施	状 況	
		保育所	総 数	実施保	育所	南	F)	平日	夕方	土曜	午後
				施設数	実施率	施設数	実施率	施設数	実施率	施設数	実施率
県	計	677 カ所	100 %	264 ヵ所	39.0%	189 ^{カ戸}	27.9%	225 ^{カ門}	33.2%	195 ற	28.8 %
	公 営	570	100	173	30.4	113	19.8	140	24.6	116	20.4
計	私 営	107	100	91	85.0	76	71.0	85	79.4	79	73.8
市	計	387	100	217	56.1	160	41.3	181	46.8	173	44.7
	公 営	294	100	137	46.6	89	30.3	107	36.4	101	34.4
部	私 営	93	100	80	86.0	71	76.3	74	79.6	72	77.4
郡	計	290	100	47	16.2	29	10.0	44	15.2	22	7.6
	公 営	276	100	36	13.0	24	8.7	33	12.0	15	5.4
部	私営	14	100	11	78.6	5	35.7	11	78.6	7	50.0

〈表27〉 保育所の保育 (延べ開所) 時間別, 施設数比率構成——全国・長野県比較 :

57年10	月1日現在						(表23の	資料出所より	算出・作成)
		計	~7:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	
			7.00	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	12:00~
総数	全 国	100 %	0.2 %	3.7 %	17.6 %	28.5 %	44.3%.	4.7%	0.9%
**************************************	長野県	100	1.0	21.9	33.8	23.3	16.8	2.8	0.3
公営	全 国	100	0.3	5.7	23.9	31.4	34.1	3.6	0.9
公 占	長野県	100	1.2	24.7	37.8	24.6	10.9	0.5	0.2
私営	全 国	100	0.1	0.7	8.2	24.2	59.4	6.5	1.0
- 本呂	長野県	100		7.2	13.5	17.1	46.8	14.4	0.9

い閉所となっている。全体を通して、市部の私営保育所で最も遅い閉所傾向をみせており、5時以降の閉所が全体の86.5%にのぼる。これは市部・私営の大多数の保育所が夕方の時間帯における保育時間の延長、長時間保育の実施を裏づける数字であろうと思われる。

では、この点を〈表26〉で確めておこう。この表は同時期に実施の本調査(各市町村記入の回答票および関係資料等)の結果から集計・表示したものである。

みられるように、県下における長時間保育の実施状況は、郡・市部別、公・私別に格差があり、市部および私営保育所における一段と高い実施、とくに市部の私営において高い数字(86.0%)がみられるのである。その時間帯別をみても、市部、私営保育所では「朝」「夕方」「土曜午後」の各時間帯において70%台の実施率で、その他を引き離しており、公営、とくに郡部の公営の実施率と比べると対照的に高い数字がみられるのである。

以上でみてきた開所および閉所時刻の実態,特 徴からしてその保育時間(延べ開所時間)の現状 に移ると、〈表27〉では公・私別に全国平均値とと もに掲示してある。

保育所の保育時間にかんして厚生省では原則8時間としているのであるが(23)、表からみられるように全国的に8時間内のものは3.9%と僅少,8時間以上が大多数の96.1%,10時間以上が49.9%という数字もみられ、全国的に保育時間の延長、長時間保育の普及実態がみてとれるのである。

それでは県下ではどうか。表より8時間内が22.9%,一方の8時間以上が77.0%,10時間以上が19.9%であり,全国平均と比べてみると抜群の短時間という特徴がみとめられるのである。さらに公・私別には、公営保育所においてこの短時間特徴がより明瞭に出ている。私営では県下の長時間保育を中心的に引き受けていたのであるが、全国平均と比べてみるとき、より短時間の傾向がみとめられる。なお、県下においてこのような特徴を示す背景・理由のうちには、山間部へき地、寒冷地が多いという立地上、通園上の問題があり、年間を2~3期に分けて保育時間(所定内)を設定、10月以降を冬季の短時間期(約30-60分の短縮)とする保育所が多数にのぼる点を付記してお

きたい⁽²⁴⁾。

「幼稚園」の保育時間については残念ながら多数派の私立における57年度時点のデータが見当らないので、56年度の数値で示した〈表28〉により特徴的な点を確めておこう⁽²⁵⁾。

まず,夏期・冬期別に集計してあるので比べて みると,やはり夏期の方が全体に30-60分ほど長 時間帯へ移動している実態がみてとれる。公・私 立別には,大多数の私立が夏期には6時間を中心 に集中しているのに対し,冬季にはやや短縮して 5時30分に中心が移る。これはまた多数を占める 市部・私立の動向とも合致するが,郡部・私立の 方はやや異なり,表でみる限り,夏はより長時間 帯へ,冬はより短時間帯へ集まる傾向がみられな くもない。

公立は、少数ではあるが複雑な様相をみせている。つまり、より多くは私立に比べて夏冬とも、より短時間帯に属するのであるが、その一方で明らかにより長時間帯、保育所なみの保育時間を採る一群(4ヵ所)がある。それらの園の設立事情、運営状況をみると、保育所不足時代に代替的に設置され、管内の公立保育所と同じ内容で運営されているのである。

つぎに幼稚園の年間保育日数〈表29〉および夏 休み日数〈表30〉をみてゆこう。まず、「年間保育 日数」では、〈表29〉より、私立が「241-250日」 の区分を中心に集中しているのに対し、公立の方 は「231~240日」の区分に最多であるが、およそ 幅広くバラついている。そのうちの最長二区分に 属する4カ所は先述の保育所代替型の公立幼稚園 で, その内訳は275, 278(2ヵ所), 283日である。 またこの4園の夏休み日数をみると、〈表30〉の最 短二区分に属しており、内訳は4,5,6日(2 カ所)である。この4園につづき短かい夏休みと なる公立幼稚園は、小学校入学直前の5歳児のみ 就園の3カ所,「16-20日」(日曜を除く)であり、 小学校の夏休み期間(約3週間)と比べてみると 近似の日数がみられる。これらを除いた公立・私 立の大多数の園は「21-25日」の区分に集中して おり、およそ1ヵ月の夏休み期間を設けているこ とは広く知られているところである。

したがって、例外的な公立4園はまさに保育所 一般の長い保育日数,少ない休日を体現しており、

〈表28〉 幼稚園の1日の保育時間別施設数・構成比(夏・冬期別)

(56年度)

(各園記入の「幼稚園経営概況」56年度(写)より集計・作成)

			施 設	総数	3:00~	4:00	4:30~	~4:59	5:00	~5:29	5:30~	5:59
			実 数	比 率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比 率	実 数	比 率
	総	数	121ヵ月	f 100 %	2 7	^所 1.7%	4 ^{カ 円}	^f 3.3 [%]	12 *	^听 9.9%	17ヵ所	14.0%
夏	公	市	6	100	_		_		3	50.0	2	33.3
	立	部	9	100		_	_	-	3	33.3		
期	私	市	90	100	2	2.2	3	3.3	6	6.7	13	14.4
	立	郡	16	100		— . ·	1	6.3			2	12.5
	総	数	121	100	3	2.5	10	8.3	13	10.7	27	22.3
冬	公	市	6	100	_	_	2	33.3	3	50.0	_	-
	立	郡	9	100			2	22.2	2	22-2		
.期	私	市	90	100	3	3.3	5	5.6	6	6.7	24	26.7
	立	郡	16	100		-	1	6.3	2	12.5	3	18.8
_			6:00~	6:29	6:30~	6:59	7:00~	~7:30	N	• A		
			実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	_	
	総	数	31	25.6	10	. 8.3	7	5.8	39	32.2		
夏	公	市	_	_	_	-	1	16.7	_	-		
	立	郡	3	33.3		-	3	33.3				
期	私	市	26	28.9	7	7.8	2	2.2	32	35.6		
_	立	郡	2	12.5	3	18.8	11	6.3	7	43.8	_	
	総	数	20	16.5	8	6.6	1	0.8	39	32.2		
冬	公	市	_	_	1	16.7	_	_	-	-		
	立	郡	2	22.2	2	22.2	1	11.1	_			
期	私	市	16	17.8	4	4.4	_		32	35.6		
	立	郡	2	12.5	1	6.3	_	_	7	43.8		

〈表29〉 幼稚園の公・私別年間保育日数別施設数・構成比

(表28の資料出所の各年度より集計・作成)各年度より集計・作成)

	幼稚園 総 数	221 ~ 230日	231 ~ 240日	241 ~ 250日	251 ~ 260日	261 ~ 270日	271 ~ 280日	281 ~ 290日	N · A
公 立	15ヵ所	_	6	_	1	1	3	1	1
(57年度)	100 %		4 0.0	_	6.7	6.7	2 0.0	6.7	6.7
私 立	106カ所		1 4	3 5	8	2	_	_	3 6
(56年度)	100%		1 3.2	3 3.0	7.5	1.9	_		3 4.0

幼稚園一般とは対照的である。ここでは保育所に 設としての認可保育所の開所・休所日は、利用家 かんする保育日数および休日の実数表示をしてい ないが、それはつぎのような事情による。

およそ、保育に欠ける子(家庭)の入所措置施

庭の就労・休暇状況に対応しており、幼稚園のよ うな長期間の休日を任意設定することは、本来的 にありえないのである。夏休みにしても利用家庭 の大部分が休む旧盆の数日間を一斉的に休むてい どであり、この間たとえ少人数でも通園児があれ ば保育をおこなうのが本来的な姿なのである。し たがって保育所の年間保育日数は、幼稚園のような 施設間格差が生ずる余地はなく、ほぼ一定であり、 通例280-300日とみられている。

「公設無認可施設」の年間開設日数については本調査における各市町村の回答より〈表31〉に示した。全体的にみると,280日前後に集中しており、とくに認可保育所の代替・補完施設としての「へき地保育所」が多数日の開設となっている。

「季節保育所」は本来的に短期間開設の施設であるが、県下2ヵ所の内訳は146日、234日である。 いずれも北信の山間部に設置されているが、前者 の冬季閉所を除けば、ほとんど通年開設されている。国の設置(補助)要綱の1季20日間(年間40日間)からみると、県下の実態はあまりにもかけ離れているといえよう。

「民間無認可施設」については、56年度県調査の結果より〈表32〉に示した(26)。まず「年間開設日数」をみると、全体に一段と長期間開設されており、280一300日の保育所なみ区分に6割が入り、それ以上の区分に2割である。施設の種類別にみてゆくと、企業内保育所を除く各種施設では280日以上が大多数をしめており、とくにベビーホテルの4カ所、病院内保育所の3カ所などでは301日以上、つまり年中無休の様相を呈している。

ところで、この種の施設に特有の夜間保育はど

〈表30〉 幼稚園の公私別,夏休み日数別施設数・構成比

(表29の資料出所より集計・作成)

:	幼稚園 総 数	1~5日	6~10日	11~15日	16~20日		26~30日	31~35日	N • A
公 立 (57年度)	15ヵ所 100%	2 1 3.3	2 1 3 3.	<u> </u>	4 2 6.7	7 4 6.7	_ _		_
私 立 (56年度)	106ヵ所 100%		_ _	3 2.8	9 8.5	4 5 4 2.5	1 1 1 0.4	2 1.9	3 6 3 4.0

〈表31〉 公設無認可施設の種別,年間開設日数別施設数・構成比

57年10月					(表16一②の	り資料出所より)集計•作成)
	施 設 総 数	146 ~ 160 日	161 ~ 239 日	240 ~ 259 日	260 ~ 269 日	270 ~ 279 日	280 ~ 290 日
· 合 計·	58 カ所 100 %	3.4	3 5.2	6 1 0.3	1 1 1 9.0	17 29.3	1 9 3 2.7
へき地保育所	41 カ所 100 %	1 2.4	- -	2 4.9	7 1 7.1	1 5 3 6.6	1 6 3 9.0
季節保育所	2 ヵ所 100 %	1 5 0.0	1 5 0.0	_		 -	<u>-</u>
児童館保育	15 ヵ所 100 %	<u>-</u> -	2 1 3.3 .	4 2 6.7	4 2 6.7	2 1 3.3	3 2 0.0

〈表32〉 民間無認可施設の種別,年間開設日数・1日の開設時間帯別施設数

56年5月実施

県社会部「認可外保育施設調査結果 | より 「児童館 | を除外・作成)

•	施設		年	間 開	設 日	数別		1日4	D開設時間	引帯別
	総数	240日 未満	240~ 259日	260~ 279日	280~ 300日	301日	不 明	朝〜夕 (19時まで)	朝~夜 (19時以降)	夕~夜 (16時以降)
合 計	97 カ所	1 4 4.1	7 7.2	9 9.3	5 7 5 8.8	1 0 1 0.3	1 0 1 0.3	8 2 8 4.5	1 0 1 0.3	5 5.1
共同保育所	37 ヵ所 100 %	2 5.4	3 8.1	3 8.1	2 4 6 4.9	2 5.4	3 8.1	3 3 8 9.2	4 1 0.8	_
企業内保育所	20 カ所 100 %	2 1 0.0	4 2 0.0	5 2 5.0	6 3 0.0	1 5.0	2 1 0.0	1 7 8 5.0		3 1 5.0
病院内保育所	14ヵ所	_ _	`	_	1 1 7 8.6	3 2 1.4		1 2 8 5.7	2 1 4.3	. —
ベビーホテル	6ヵ所 100 %	_ _			 	4 6 6.7	2 3 3.3	_ _	4 6 6.7	2 3 3.3
家庭保育室	20ヵ所 100 %	_	_	1 5.0	1 6 8 0.0	_	3 1 5.0	20 100	-	-

のていどおこなわれているのか。表中の「1日の開設時間帯」をみてゆくと、朝から夕方 7 時までの昼間保育型が全体の84.5%と大部分をしめている。その他の15カ所が夜間保育をおこなっており、うち10カ所が朝から夜までの昼夜連続開設の施設であり、5カ所が夕方から夜間にかけて開設の夜間専門の施設といえる $^{(27)}$ 。種類別には、ベビーホテルの全 6カ所、共同保育所の 4カ所、企業内の3カ所は夜間専門であり、キャバレー等に設置されているようである。

このように民間無認可の各施設のなかには、保育時間帯・開設日数等で無制限的な方向で対応しているものが相当数あり、認可保育所等における昼間・平日保育(利用)の枠組をつき崩している実態がみてとれるのである。

なお、公設・民間無認可施設の1日の保育時間 にかんするデータは無いのであるが、公設無認可 の各施設が認可保育所を代替、郡部に多数設置さ れている点から、およそ郡部の公営保育所に準ず るものと思われる。また民間無認可の各種施設で は、その設置、利用の特徴からして、昼間保育型 の各施設における保育時間は, 市部の私営保育所 に近似の長時間にわたると推測される。

注)

- (23) 児童福祉施設最低基準54条(保育時間) に規定されている。
- (4) 手許の資料(組合調査資料,56年度,市部のみ) により県下17市の公営保育所における所定の降園 時刻(平日)の夏期・冬期別状況をみると,冬期 において夏期時刻を30分短縮するものが17市中の 11市,60分短縮が2市,夏・冬同じのもの4市である。なお冬期へ変更の始期を10月とするもの9市,11月以降が3市,9月とするもの1市(飯山)である。また17市の夏期時刻の分布は3時30分(1市)から4時30分(3市)の間であるのに対し,冬期のそれは3時(2市)から4時(6市)までの間であり、全体的に30~60分の短縮がみられる。
- (23) 公立幼稚園の57年度データを前年(表示)と比較してみると、町部の1園で登園時刻を30分早めているが、その他ではほとんど変更なし。
- (26) 57年度実施の県調査の「報告書」には保育時間 にかんする調査の結果は公表されていない。
- (27) 57年8-9月実施の県調査の結果では夜間(19

時以降)保育をおこなう施設は計11ヵ所(ベビーホテル6,病院内1,企業内2,共同保育所2ヵ所),利用児童は合計76人を数えている。

おわりに

さて、本稿を終るにあたり、長野県下における 保育施設の普及状況の総括的な特徴・問題点について、以上の各項目で把握しえた範囲内で要約しておきたい。

まず、全国的にトップクラスの保育所普及の状況からしても、県下の就学前乳幼児の保育(教育)を中心的に担っているのは、認可保育所であり、一方の幼稚園は県下においてはとくに設置困難、普及上の限界が明瞭にみとめられた。

保育所の公・私別では、公営保育所が圧倒的多数であり、県下のほとんどの市町村に設置されていることは、保育の公的責任が問われている今日、望ましい事態である。何故なら、市町村に課せられている法定の入所措置・要保育児の状況(家庭・地域の保育要望)に応じた保育所運営が、直営の施設をもつ点でより容易におこなうことができるからである。

しかし、県下の公営保育所の設置・運営状況の 特徴をみると、公営保育所はとくに幼稚園未設置 の市町村、郡部において多数設置・普及しており、 運営面では、私営保育所と比べてみても4・5歳 児中心、3歳未満児の僅少、一段と短かい保育時間など、未満児保育、長時間保育等には消極的で あった。要するに、県下の公営保育所では幼稚園 代替的な様相がみとめられ、児童福祉施設として の性格・機能の限界を意味しており、公的責任の 面からも問題を含んでいるように思われる。

県下では、こうした公営保育所の特徴からして、 とりわけ運営上の限界に対して私営保育所および 民間無認可施設がこれを補完しており、また公設 の無認可施設が設置上の限界を補完、代替的役割 を果たしている。したがって、このように公営保 育所の限界を補う形で登場の公・私の各種無認可 施設の存在自体が県下における保育(施設)問題 の所在を端的に表現しており、保育行政の課題は こうした問題の所在・状態にそくして具体的に提 示される必要があろう。 ところで、本稿の冒頭で述べておいたような今日的な問題状態にたいする課題の考察にさいしては、今回とりあげた項目の範囲内では果たせず、これらの他に職員配置(人件費)、保育料負担、自治体の保育関係経費等がとりあげられ、総合的に分析・考察が加えられねばならないだろう。この点、本調査の総括的な『報告書』(28)においては、それらの項目を加えて総合的な分析をおこない、行政課題を提示してあるので、こちらを参照していただきたい。

また、今回とりあげた各項目では、57年時点中心のデータを静態的に扱い、その年次推移、動態分析にかんしては割愛せざるをえなかったのであるが、『報告書』の方では、58年現在にいたる最近の動向をとりあげ、動態分析をおこなっているので、参照されたい。

ともあれ、本稿は県下の各種保育施設の普及状況を中心とした概況報告であり、上述の各項目の 状況・特徴を把握するための基礎的な作業を試み たのであるが、今後、長野県下の保育(施設)問題を分析・考察するにあたり、基礎資料作成上の 必要項目、統計データの集収・整理・表示、分析 方法等を考えるうえで"たたき台"の役割を果た せるのであれば幸いである。

注)

- (28) 本調査の結果にもとづく報告書は長野県地方自 治研究センターから『長野県の保育行財政白書』 として59年12月刊行予定。その内容は,
 - ① 長野県の保育をめぐる背景と課題
 - ② 保育施設の現況と動向
 - ③ 保育行財政の仕組みと県下の特徴
 - ④ 保育行財政の現状と問題点 定員割れと定員削減(再編成) 施設設置,変更,統廃合 3歳未満児の保育 保育時間,延長保育 職員の問題 財政=経費分析,超過負担
 - 保育料問題

⑤ 保育行財政をめぐる課題

- ⑥ まとめと提言
- 附,資料編 県下122市町村の調査データ

<u> </u>												1 44.0	XI FHX	り資料・	ш//нал	+4XUJ/1	CAEICIE	J454, 7
			保	育	所	幼	稚	園	2	設無記	忍可施記	没		民間	無意	रु न	施設	:
市町村名	合	計	総数	公営	私営	総数	公立	私立	総数	へき地 保育所	季 節保育所	児童館 保育	総数	共 同 保育所	企業内 保育所	病院内 保育所		家庭保育(ママ)
県 計		<i>加</i> 所 957	<i>抗</i> 所 677	<i>抗</i> 所 570	か 107		加								加升	加所		
市部計		585	387	294	93		15 6	108 92	59 19	42 10	2 2	15 7	98 81	35 24	21	14 11	6	22 22
郡部計		372	299	276	14		9	16	40	32	0	8	17	11	18 3	3	6 0	0
					••		·		10	02	·	Ŭ			Ŭ	·	·	ŭ
長野市		135	77	37	40	32	1	31	7	-	1	6	19	. 2	1	2	4	10
松本市		72	44	35	-		4	13	_		-	_	11	7	_	2	2	
上田市岡谷市		53	36	26			_	8	-	-	-		9	2	7	_	_	_
飯田市		24 35	18 26	17 16	1 10		_	4	2	_	_	-	2 3	1	1 2	_	_	_
AX 113		33	20	10	10	4	_	4	2	2	_	_	3	1	2		_	_
諏訪市		27	19	18	1	2	_	2	_	_	_	_	6	1	. 4	1	_	_
須坂 市		25	17	13	4	6		6	_	_	_	_	2	2	_	-	_	_
小諸市		16	10	8	2		-	5	-	_	_	_	1	1		. –	_	_
伊 那 市 駒ヶ根市		32	23	21	2	_	_	3	2	2	_	_	4	3	_	1	-	_
神引ン ひとい		.20	11	8	3	2	1	1	2	1	_	1	5	-	. 1	2	_	2
中野市		18	13	12	1	2	_	2	_	_	_	_	3	1	1	1	_	_
大町市		10	7	7			_	3	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
飯山市	Ì	25	19	18	1		_	1	5	4	1	-	_		_	_	_	_
茅野市		21	18	18	_	-	_	1	-	_	-	-	2	-	. 1	1	_	-
塩尻市		27	21	21	_	3	_	3	1	1	-	_	2	2	_	-	_	-
更埴市		14	12	8	4	2	_	2	_	_	_	_		_	_	_	_	_
佐久市		31	16	11	5		_	3	_	_	_	_	12	1	_	1	_	10
			-		·	·		Ū					12	•		•		10
(南佐久郡)	·																	
白田町	İ	9	7	4	_	-	_	_	-	-	_	_	2	1	-	1	_	-
佐久 町 小海 町		3	3	3		_	_	-	_		-		_	_	-	-	_	_
小压时		2 2	2 2	2 2		_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
南牧村		3	3	2		_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
					-													
南相木村		1	1	1	-	-	_	_	_	_	-	_	_	_	.	-	_	-
北相木村		1	1	1		-	-			-	-	_	_		_	_	-	
八千穂村		2	2	2	_	_	-	_	_		_	_	_	_	-	_	-	_
(北佐久郡)																		
经井沢町		8	5	4	1	3	_	3	_	_	_	-	_	_	_	_	_	—
望月町		5	4	4	-	1		1	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_
御代田町		5	4	4		1	_	1			-	_	_		-	-	_	_
立科町		4	4 2	4 2		-	-	_		_	-	_	_	_	_	_	_	_
U, 11 11		3	2	2		_	-	_	_	_		_	1	1	_	_	_	_
北御牧村		2	2	2	_		_	_	_	_	_	_			_	_	_	· _
/ 1 15 Se.														•				
(小県郡) 丸子町		10	7	~		_	_	_					_	_		_		
丸 于 町 長門 町		12 2	7 2	7 2		. 3	2	1	_	_	_	_	. 2	1	_	1		<u> </u>
東部町		8	. 7	6		1		1	_	_	_	_		_	_	_	_	. <u>-</u>
真田 町		5	4	4	-	. 1	_		_	_	_	_		-	_	_		
武石村		2	2	2	-	· _	_	_	_	_	_		. –	-	_	_	-	· –
和四针		,	,	•														
和田 村青木 村		1	1	1 1		- -	_	_	_	_	-		· -	. <u>-</u>	_	_		. <u>-</u> .
13 (1 1 1 3			•	•		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_
(諏訪郡)		•																
下諏訪町		13	8	8		- 1	_	1	_	_	_		4	3	1	_	· -	· · –
富士見町	1	6	6	6		-	-	_	_	-	_	-		-	_	_	-	. –
原 村		1	1	1		-					_					_	· -	

(2) 〈本表作成の資料・出所は本表の末尾に掲載〉													る載う				
		保	育	所	幼	稚	嵐	2	設無記	2可施記	没		民間	無	認可	施設	ŧ
市町村名	合 計	総数	公営	私営	総数	公立	私立	総数	へき地 保育所	季節保育所	児童館 保育	総数	共 同 保育所	企業内 保育所	病院内 保育所	ベビーホテル	家庭保育(ママ)
(上伊那郡)	加	力所	加	70	加州	加	力形	加		加		加折			加州		
高遠町	4	3	3	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_
辰 野 町 箕 輪 町	12	9	9 9	-	1	-	1	1	_	-	1	1	1	-	-	_	-
英幅 町	9 5	3	3	_	_	_	_	2	2	_	=	_	_	_	_	_	_
南箕輪村	5	5	5	_	-	_	_	_	_	-	_		_	-	_	_	~
中川村	3	3	3	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
長谷村	2	2	2		_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-
宮田村	3	3	3	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	-	_	_
(下伊那郡)	_	_				_											
鼎 町 松川町	6 8	5 6	4 6	1	1 -	1	_	2	2	_	_	_	_	_	_	_	_
高森町	6	6	5		_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_
阿南町	5	4	4			_	-	1	1	_	-	-	_	-	_	_	-
上郷町	6	5	4	1	1	_	1	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
清内路村	1	_	_	-	_	-	_	1	1	_	-	-	-	_	_	-	_
阿 智 村 浪 合 村	5 1	3	3	_	_	_	_	2 1	1 1	Ξ	1	_	_	_	_	_	_
平谷村	1		_	_	_	_	_	1	1	_		_	-	-	-	_	_
根羽村	1	1	1	_	_	-	-	-	. –	_	-	-	_	-	-	_	-
下条村	3	3	3		_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	-	-	_
売 木 村 天 竜 村	1 2	1 1	1 1		_	_	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_
泰阜村	2	2	2		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
喬 木 村	4	3	3	-	_	_	-	1	. 1	-	_	-	_	-	-	-	-
豊丘村	3	3	3		_	-	_	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-
大 鹿 村	1 1	1 1	1 1		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
南信濃村	2	1	1		_	-	-	1	1	-	-	-	_		-	-	_
休曽郡															,		
木曽福島町 上 松 町	6 2		2 2		2	1	1	1	1	_	_	1	_	_	1	=	_
南木曽町	4	4	4		_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	_	-	-
楢 川 村 木 祖 村	2 2		1 2		_	_	_	1	1 -	_	_	_	_	_	_	_	_
日義村			1		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
開田村	1 2		2		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
三岳村	1		1		· -	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
王 滝 村大 桑 村	1 3		1 3		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
山口村	. 2	_	_	_	. 2	2	_	· -	_	_	_	_	_	_	_	_	_
(東筑摩郡)																	
明科町	3		2		1	1	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_
波田 町四 賀村	4		4			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
本城村	1	1	1	-	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	
坂北村	1	1	1	_	. -	`-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_
麻積村	1 1		1 1		_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_
坂 井 村 生 坂 村	2				. –	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
山形村	1 3		1 3		. <u>-</u>	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	<u>-</u>
朝日村	3	3	3														<u>_</u>

		ı	/10		esc.	7.1.	111	(34)		≑n. Am ≎	0 - 1 ++ -	in.			Arr	÷0 =1		
市町村名	_	計	保	育	所	幼	稚	園	<u> </u>		2可施記			民間		認可	施設	
111111111111111111111111111111111111111	13	- 1	総数	公営	私営	総数	公立	私立	総数	へき地 保育所	季節保育所	児童館 保育	総数	共 同 保育所	企業内 保育所	病院内 保育所	ベビー ホテル	家庭保 育(ママ)
(南安曇郡)		加	加	加	加	加所	加州	加	加州	加	力所	力所	加州	加	カヴ	f 力所	加	5 为所
豊科町		11	8	7	1.	1	_	1	_	_	_	_	2	1	1	_	_	_
穂高町		5	4	3	1	1	1	_	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_
奈川村		1	1	1	-	-	-	-		_	-		_					-
安曇村		2 2	2 2	2 2		_	_	-	_	_	_	_		_	_	_	_	_
1# //I 13		4	2	2										_				_
三郷村		4	4	4	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-
堀 金 村		1	1	1	-	-	_	-	-	_	-	_	-	-	_	-	_	_
(北安曇郡)																		
池田町		5	3	3	_	1	_	1	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_
松川町		2	2	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
八坂村		2	1	1	_	_	_	-	1	1	_	_	-	_	-	-	_	_
美麻村自馬村		2	1 3	1 3	_	_	_	_	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_
□ A9 113	-	3	3	3	_	_	_	_	_	_	_	_	_					_
小谷村		3	1	1	-	-	-	_	2	2	_	_	-	_	-	-	_	_
便級郡																		
上山田町		2	1	1	_	_	_	_		_	_	-	1	1	_	. <u>-</u>	_	_
大 岡 村		1	1	1	_	-	-	-	_	-	-	_	_	_	-	-	_	_
(埴科郡)																		
坂城町		7	5	4	1	1	_	1	_	_	_	_	1	1	_	. –	_	_
戸倉町		4	3	3	-	1	_	1	-	_	· –	-	-	-	-		-	_
(上高井郡)																		
小布施町		4	3	3	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	—
高山村		3	3	2	1	-	-	-	-	. –	-	_	_	_	-	-	-	-
(下高井郡)																		
山ノ内町		8	8	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	. –
木島平村		4	4	4	_	_	_	_	-	_	-	_	-	-		• -		. <u>-</u>
野沢温泉村		2	2	2	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	· _	-
(上水内郡)																		
信州新町		7	3	3	_	_	_	_	3	3	_	_	1	_	1		-	. <u>-</u>
豊野町		6	5	4	1	-	_	-	1	_	_	1	_	-	-	-	-	-
信濃町		6	4	4	_	-	-	_	1	1	_	_	1	1	-	_		-
牟礼村		3 2	2 2	2 2	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_		_	. <u>-</u>
_ ~		_		2														
戸隠村		5	3	3	-	-	-	-	2	1	-	1	-	_	-	-	. –	-
鬼無里村 小川村		3	3	3	_	_	_	_	_ 5	3	_	2	_	_	_		· -	· –
小川村中条村		5 3	_	_	_	_	_	_	3	2	_	1	_					. <u>-</u>
		-							•	_		_						
(下水内郡)		n															_	_
豊田村		2	2		_	_	_	_	2	2	_	_	_	_	_		_	_
ZIS 13																		

(注) 保育所の「施設数」は各市町村記入の「保育行財政に関する実態調査」の回答票(県社会部「社会福祉施設名簿」 57年版によ り一部補正) から集計・作成

幼稚園の「公立」は県教委『教育要覧』(57年版)、「私立」は県総務部『長野県私立学校調書』(57年版)から集計・作成 公設無認可の各種施設数は各市町村記入の「保育行財政に関する実態調査」の回答票(県庁青少年家庭課調べ数により一部補正) から集計・作成

民間無認可の各種施設数は県社会部「無認可保育施設調査結果」(57年8-9月実施)から集計・作成

1)2

く幼稚園「公立」(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は前掲の付表1と同じ ※印=不明 空欄=算出不能>

	(X	が推園(公立)(在 	記を照りを除く	合俚施設の資料・ロ	別は前掲の付表1~	と向し ※中=ホ	· 明 · 空間三昇	山小肥ノ
市町村名(保育所+幼稚園	保 育	所	幼・手	進 園	公設無	. 認可施設	
山門村在	合 計(普及率)	総 数(普及率)	公 営 私 営	総 数(普及率)	公立私立	総 数(普及率)	へき地 季 節 保育所 保育所	所 児童館 行 保 育
県 計	92 319 (54.1)	71 834 (42.1)	60 862 10 97	人 2 20 485 (22.6)	1 995 18 490	人 %	1 448	
市部計	60 413 (54.8)					$\dot{}$		
郡部計	31 906 (53.1)						1 123	
長野市	15 078 (53.0)	8 868 (29.1)	3 895 4 37	3 6 810 (45.2)	120 6 690	()	- %	· *
松本市	8 275 (52.7)	5 415 (34.5)	4 415 1 00	0 2 860 (34.6)	670 2 190	_		
上田市	5 121 (54.6)	3 801 (40.5)	3 015 78	6 1 320 (26.4)		_		- '-
岡谷市	3 330 (63.3)	2 630 (50.0)	2 510 12					
飯田市	3 678 (59.2)	3 178 (51.2)	1 630 1 54	8 500 (15.2)	- 500	60 (1.0)	60 -	
諏訪市	2 560 (57.8)		2 290 3					
須 坂 市	2 930 (60.0)		1 550 27					
小諸市	1 966 (53.1)		866 14					- -
伊那市	2 545 (55.1)		1 925 14				90 - 30 -	 - *
駒ケ根市	1 250 (48.8)	1 010 (39.4)	800 21	0 240 (17.8)	120 120		30 -	- *
中野市	2 045 (57.4)		1 705 6					
大町市	1 370 (53.2)			- 410 (28.7) 0 80 (6.7)			115 1	5 —
飯山市 茅野市	1 460 (65.0) 2 550 (62.2)			- 200 (9.2)				
塩尻市	2 460 (52.1)			- 405 (16.1)			30 -	
更埴市	1 395 (47.9)	1 260 (43.3)	1 010 25	0 135 (8.7)	- 135	_		
佐久市	2 400 (48.1)		1 260 54					- -
(南佐久郡)				•				_
白田町	640 (35.5)		370 27	U –		_		
佐久町	300 (44.9)		300 220					
小海町	220 (44.7)					_		
川上村南牧村	150 (42.3) 205 (67.7)			5 -		-		
*****	40 (54.8)	40 (54.9)	40					
南相木村	40 (54.8) 30 (56.6)		30					
北相木村 八千穂村	180 (48.3)		180					
		100 (40.0)	100					
(北佐久郡)								
轻井沢町	710 (63.1)		=	50 250 (42.2)				
望月町	380 (46.8)		• • •	- 80 (18.6.			_	
御代田町	520 (55.2)		360	- 160 (33.7)) – 160 – –		_	
立科町	310 (50.2)		310			_		
浅 科 村	155 (33.2)) 155 (33.2)	155					
北御牧村	210 (46.9.	210 (46.9)	210			-	_	
(小県郡)	,			•				
丸子町	1 070 (53.6	710 (35.5)		- 360 (33.9			-	
長門 町	220 (63.0)						-	
東部町	890 (49.6		•	90 (9.2			-	
真田町	540 (67.1			- 120 (27.4) – 120	, –	_	
武石村	160 (53.3)) 160 (53.3)	160				_	
和田村	120 (60.0) 120 (60.0)	120		- -	-	-	
青木村	205 (61.8						-	
(諏訪郡	,				•			
下諏訪町) 1 110 (52.4)	1 110	- 160 (13.9) - 160	o –	_	
富士見町	560 (52.2						-	
原村			240				-	
								

付表 2 保育施設 (民間無認) の種類別定員数・対人口比普及率 - 57 年度
② (分 株 樹 「八 ウ」 (た記 会 桜) 太 除く & 紙 体 記 いる

贯 公設無認可施設 保育所+幼稚園 育 所 幼 市町村名 数(晋及率) へき地 季 節 児童館 保育所 保育所 保 数(普及率)公 営 私 営 総 数(普及率) 公 攻 私立 合 計(普及率) 総 Y 人 ٨ 96 X 人 96 ٨ 96 人 ٨ ٨ 人 96 ٨ **止伊那郡** 310 (53.5) 310 (53.5) 310 30 (5.2) . 高遠町 30 辰 野 町 1 170 (64.1) 970 (53.1) 970 200 (19.6) 200 90 (4.9) _ 90 _ 202 箕輪町 898 (46.3) 898 (46.3) 飯島町 350 (40.8) 350 (40.8) 350 100 (11.7) 100 568 (67.1) 568 (67.1) 568 南箕輪村 中川村 230 (53.7) 230 (53.7) 230 100 (57.8) 100 (57.8) 長谷村 100 360 (59.3) 360 (59.3) 360 宮田村 (下伊那郡) 630 (57.8) 390 120 120 (21.5) 間 ĦΤ 510 (46.8) 120 松川町 60 (5.8) 575 (55.2) 575 (55.2) 575 60 90 高森町 570 (60.6) 570 (60.6) 480 阿南町 230 (55.4) 230 (55.4) 230 20 (4.8) 20 _ 160 (26.9) 160 上郷町 710 (62.3) 550 (48.3) 440 110 清内路村 40 (117.7) 40 阿智村 195 (41.2) 195 (41.2) 195 _ 40 _ * _ 浪 合 村 30 (71.4) 30 _ 40 (148.2) 40 平谷村 60 (53.1) 60 根羽村 60 (53.1) 200 (74.6) 200 下条村 200 (74.6) 30 (96.7) 30 (96.7) 30 _ 売木村 天 竜 村 80 (52.3) 80 (52.3) 80 30 (19.6) 30 泰阜村 75 (56.0) 75 (56.0) 75 300 (56.8) 300 (56.8) 30 喬木村 300 30 (5.7) 豊 丘 村 320 (56.6) 320 (56.6) 320 _ 60 (76.0) 60 (76.0) 60 _ _ _ 大 鹿 村 30 _ 30 (58.8) 30 (58.8) 村 南信濃村 100 (52.9) 100 (52.9) 100 40 (21.2) 40 休曽郡 395 (50.3) 230 (29.3) 230 165 (39.7) 85 80 40 (5.1) 40 木曽福島町 240 _ 上松町 240 (45.5) 240 (45.5) _ _ 260 (57.7) 260 _ 南木曽町 260 (57.7) _ 160 60 (19.1) 60 楢 川 村 160 (50.8) 160 (50.8) 150 (46.2) 150 木祖村 150 (46.2) 80 (47.6) 80 (47.6) 80 日義村 開田村 70 (58.8) 70 (58.8) 70 _ -60 (45.8) 60 (45.8) 60 三岳村 60 (68.2) 60 (68.2) 60 王 滝 村 大桑村 225 (57.8) 225 (57.8) 225 150 (89.8) _ 150 (189.9) 150 山口村 (東筑摩郡) 明科町 470 (64.0) 270 (36.7) 270 200 (47.1) 200 波田町 540 (49.5) 540 (49.5) 540 四賀村 210 (49.2) 210 (49.2) 210 _ _ _ 90 (44.3) 90 (44.3) 90 本城村 110 坂 北 村 110 (61.8) 110 (61.8) 140 140 (59.8) 140 (59.8) 麻積村 70 (61.4) 70 _ 坂 井 村 70 (61.4) _ 90 (53.9) 90 (53.9) 90 生 坂 村 山形村 260 (51.8) 260 (51.8) 260 200 (74.9) 200 (74.9) 200 朝日村

く幼稚園「公立」(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は前掲の付表1と同じ ※印=不明 空欄=算出不能>

付表 2 保育施設(民間無認) の種類別定員数・対人口比普及率一 57年度

3

く幼稚園「公立)(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は前掲の付表1と同じ ※印=不明 空欄=算出不能>

	保育所+幼稚園	保育				遠		公設無	認可施	設	
市町村名	合 計(普及率)	総 数(普及率)	ı — ı	営総	数(普及率)	公立私	立総	** (** 74 = +1)	へき地	≦ 節 !	尼童館
	人 %			<u> </u>	人 %			人 %	保育所 (5 人	(百)万 [1 人	足育 人
(南安曇郡)		÷				^		7 %	^	^	^
豊科町	870 (47.7)			.30	60 (6.2) 160 (15.7)	160	60	_		-	_
穂 髙 町 奈 川 村	935 (49.9) 60 (69.0)		525 2 60	250	- (15.7)	160	_	_	_	_	_
安曇村	110 (63.2)		110	_	_	– ` .	_	_	_	_	_
梓川村	300 (43.4)		300	_	-	_		-	_	-	_
→ 487 +	450 (45.70	450 (45.7)	460						_	_	_
三郷村堀金村	460 (45.7) 200 (43.9)		200	_	_	_	_	_	_	-	_
AM 775 11	200 (10.0)	200 (10.0)	200								
は安曇郡											
池田町	480 (58.8)		410	_	70 (15.4)	-	70	30 (3.7)	30	_	_
松川町	300 (47.2) 30 (49.2)		300 30	_	_	_	_	30 (49.2)	30	_	_
八坂村美麻村	30 (49.2)		30	_	_	_	_	()	30	_	*
天 M	270 (43.3)		270	_	_		_	_ ` ′	_	_	_
1 vol. 11	270 (45.6)	210 (40.0)	210								
小 谷 村	120 (39.3)	120 (39.3)	120	-	-	-	-	60 (19.7)	60	_	_
便級郡											
上山田町	250 (48.2)	250 (48.2)	250	_	_	_	_	_	_	_	_
大岡村	90 (102.3)		90	-	_	-	_	-	-	_	-
(+# £1 #D)											
(埴科郡) 坂城町	800 (58.3)	640 (46.7)	570	70	160 (21.3)	_	160	_	_		_
次	820 (55.8)		460	_	360 (45.3)	_	360	_	_		_
	i										
(上高井郡)	160 (16.6)	220 (22.4)	220		130 (23.4)	130				_	
小布施町 高 山 村	460 (46.6) 330 (52.7)		330 270	60	130 (23.4)	130	_	_	_	_	_
周山 13	330 (32.1)	330 (32.17)	210	00							
(下高井郡)											
山ノ内町	935 (64.2)		935	_	_	_	-	_	_	-	_
木島平村	320 (70.2)		320	_	-	-	_	-	_	_	_
野沢温泉村	210 (55.6)	210 (55.6)	210	_	_	-	_	_	_	_	_
止 水内郡											
信州新町	220 (45.6)		220	-	_	_	_	90 (18.7)	90	-	_
豊 野 町	360 (47.3)		270	90	-	-	_	80 (10.5)	_	-	80
信濃町	400 (44.5)		400	-	-	_	-	35 (3.9)	35	_	_
牟礼村	200 (42.5)		200	_	-	-	-	40 (8.5)	40	-	_
三水村	275 (56.6)	275 (56.6)	275	-	-	_	-	_	_	_	_
戸隠村	170 (43.6)	170 (43.6)	170	_	-	-	-	60 (15.4)	48	_	12
鬼無里村	120 (84.5)	120 (84.5)	120	-	-	-	_	-	-	-	-
小川村		-	-	-	-	_	-	_	110	-	*
中条村	_	_	_	-	-	-	-	120 (31.9)	60	-	60
(下水内郡)											
豊 田 村	210 (47.3)		210	-	-	-	-	_	_	_	-
	65 (38.0)	65 (38.0)	65			_	-	60 (35.1)	60		

⁽注)「幼稚園・公立」の定員は県教委・義務教育課調べ数 (57年5月1日現在) 「民間無認可」各施設の定員は全部不明につき本表より除外

「普及率」は0-5歳人D=100(保育所・公設無認可施設)、3-5歳人D=100(幼稚園)として算出。当該年齢人口は 県庁情報統計課調べ数(57年4月1日現在)

		10		æc.		. 44	- \		Т				<u> </u>		^ 4			T							<u> </u>		_
市町村名	施設総数		1-14		(∦ 31~9 90 1	1~11		5 1 2 200	01人 以上*	飯設 3	n 1 3	· 育 1~4 45	5~61	~ 9	1 ~1	21-1	51 21 200 J	01人 21日彩	施設 3	n. 3	1~ 4	6~ 6		私 7 0~ 11 20 1	宮) 21~1 150 2		— 201人 以上
果 計市部計	<i>が</i> 677	が 22 10 12	が 26	が 122 71	が 164	が所 149 82	/所 104	が所 64 42	が 26 20			が 18 5		が 141 66	が 130 66	が所 96		加州 18	が 107 93 14		が 8				が 8 7 1	カ所 7 7	
長松上岡飯 野本田谷田 市市市市市	77 44 36 18 26	3 - - -	3 2 1 - 2	18 7 8 1 1	13 7 11 4 10	19 8 5 1 6	10 12 6 3 2	7 6 2 9	4 2 2 - 4	37 35 26 17 16	- - - -	- - - 1	9 6 3 1	7 5 9 4 8	12 6 4 - 4	6 12 6 3 1	2 5 2 9	1 1 2 -	40 9 10 1 10	3 - - -	3 2 1 -	9 1 5 -	6 2 2 - 2	7 2 1 1 2	4 - 1 - 1	5 1 - - 1	3 1 - - 3
諏 須 小 伊 駒ケ 根 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	19 17 10 23 11	1 - - -		1 5 2 8 3	4 4 3 5 3	5 1 4 8 4	5 4 - - 1	2 3 1 2	1 - - -	18 13 8 21 8		- - -	1 2 1 7 1	4 3 2 4 2	5 1 4 8 4	5 4 - - 1	2 3 1 2	1 - - -	1 4 2 2 3	1 - - -	- - - -	- 3 1 1 2	- 1 1 1	- - -	- - - -	- - - -	- - - -
中大飯茅塩野町山野尻	13 7 19 18 21	- 6 -	1 - 2 1 -	4 1 3 1 2	1 2 2 3 8	1 - 1 5 6	1 1 5 2 5	2 2 - 3 -	3 1 - 3 -	12 7 18 18 21	- 6 -	1 2 1	3 1 3 1 2	1 2 2 3 8	1 - 1 5 6	1 1 4 2 5	2 2 - 3 -	3 1 - 3 -	1 - 1 -	- - - -	_ _ _ _	1 - - -	- - - -	_ _ _	- 1 -	- - - -	- - - -
更 埴 市 佐 久 市	12 16	- -	-	4 2	2	3 5	1 6	2	_	8 11	- -	<u>-</u>	1 2	1	3 2	1 6	2	-	4 5	<u>-</u>	-	3	1 2	_ 3	-	-	_
(南臼佐小川南佐田久海上牧郡町町町町村村	7 3 2 2 2 3	- - - -	- - - 1	1 1 - 1	3 - - 1 2	3 2 2 -	- - - -			4 3 2 2 2	- - - -	- - - -	- 1 - 1	2 - - 1 2	2 2 2 -	- - - -		- - - -	3 - - - 1		- - - 1	1 - - -	1 - - -	1 - - -			- - - -
南相木村 北相木村 八千穂村	1 1 2	1 -	1 - -	- - 1	- - -	- - 1	- - -	- - -	- -	1 1 2	_ 1 _	1 - -	- 1	- -	- 1		- - -	- -	- - -	- - -	- - -	- - -	. -	- - -	- -	- -	- - -
(北佐 年 年 年 月 日 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5 4 4 4 2		_ _ _ 1 _	1 1 - -	2 3 3 2 2	2 - 1 1	- - - -	- - - -	- - - -	4 4 4 4 2	- - - -	- - 1 -	- 1 - -	2 3 3 2 2	2 - 1 1			- - - -	1 - - -			1 - - -	- - - -			- - -	- - - -
北御牧村	2	-	_	1	-	-	1	-	-	2	_	-	1	-	-	1	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_
(小丸長東真武県子門部田石町町町町村	7 2 7 4 2	- - - -	- - - 1	1 1 1 -	3 - 1 1	1 - 3 3 1	1 - 2.	1 1 - -		7 2 6 4 2	- - - -	- - - 1	1 1 - -	3 - 1 1	1 - 3 3 1	-	1 1 - -		_ _ 1 			- 1 -	- - - -	- - - -		- - -	- - -
和 田 村 青 木 村	1	<u>-</u>	_	<u>-</u>	-	1	<u>-</u>	<u>-</u>	_ 1	1	-	<u>-</u>	<u>-</u>	_	1	_	- -	_ 1	_	-	<u>-</u>	<u>-</u>	_	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
(諏 訪 郡) 下諏訪町 富士見町 原 村	8 6 1	- - -	- - -	- 2 -	1 2 -	2 1 -	2 - -	3 1 –	- 1	8 6 1	- - -	_ 	_ 2 _	1 2 -	2 1 -	2 - -	3 1 -	- - 1	- - -	- - -	- - -	_ _ _	<u>-</u> -	- - -		- - -	- - -

2

〈各市町村記入の「厚生省報告例」78 - 別表 (57年4月分)より集計・作成〉

_		保	育	所	()	2 数	7)		T		£	. 有	 所	(公	営				45	育	所	(私	堂)		
市町村名	施設	30人						151~	01V	施設								2017	施設							151~	201人
	総数																								加所		
(上伊那郡) . 髙遠町	3		_	_	2	_	1	_	_	3	_	_	_	2	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
辰 野 町	9		_	_	2	6	1	_	-	9	-	-	-	2	6	1	_		-	-	_	_	-	_		-	-
箕輪 町飯 島 町	9		_	2	3 1	1	2	1	_	9	_	_	2	3 1	1	2	1.	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
南箕輪村	5		-	1	1	1	1	1	-	5	-	-	1	1	1	. 1	1	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
中川村	3	1	-	_	1	1	_	_	_	3	1	_	_	. 1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
長 谷 村 宮 田 村	3		_	_	1	- 1	- 1	_	_	2	1	_	_	1	_ 1	_ 1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	3				٠	•	1			3				٠	•	٠											
(下伊那郡) 鼎 町	5	_	_	1	1	2	1	_	_	4	_	_	1	1	1	1	_	_	1	_	_	_	_	1	_	_	_
松川町	6	_	_	1	2	2	1	_	-	6	_	_	1	2	2	1	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-
高森町阿南町	6		1	2	4	2	_	_	_	5 4	_	1	2	3 1	2	_	_	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_
上鄉町	5		_	_	1	4	-	-	-	4	-	-	-	1	3	-	-	-	1	-	_	-	-	1	-	-	-
清内路村	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
阿智村浪合村	3	_	_	2	1	_	_	_	_	3	_	_	2	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
平谷村	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
根羽村	1	-	-	1	-	-	-	_	-	1	-	_	1	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-
下条村	3		_	2	1	-	-	_	-	3	_	-	2	1	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_
売 木 村 天 竜 村	$\begin{vmatrix} 1\\1 \end{vmatrix}$		_	_	1	_	_	_	_	1 1	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
泰阜村	2	1	1	-	_	-	_	_	-	2	1	1	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_	-	_
喬 木 村	3	_	_	1	_	2	_	_	-	3	_	_	1.	-	2	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
豊 丘 村 大 鹿 村	3		_	- 1	2	_	_	1	_	3 1	_	_	ī	2	_	_	1	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
上 村	1	1	-	-	-	-	_	_	-	1	1	-	-	-	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	-	
南信濃村	1	_	_	_	_	1	-	_	_	1		_	_	-	, 1	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
(木 曽 郡) 木曽福島町	2	_	-	_	_	1	1	_	_	2	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
上 松 町 南木曽町	2	_	- 3	_	1	_	1	_	_	2	_	_ 3	_	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
楢川村	1	_	-	_	_	_	_	1	_	1	_	-	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
木祖村	2	_	_	1	1	_	-	_	-	2	_	_	1	1	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-
日義村開田村	1 2		_ 2	-	1	_	_	_	_	1 2	_	_ 2	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
三岳村	1	_	_	1	_	_	_	_	_	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
. 王滝村	3		1	1 1	_	1	_	_	_	1 3	_	1	1 1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
山口村	٠_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
(東筑摩郡) 明 科 町	2		_	_	_	1	i	_	_	2	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
波田町四賀村	3		_	1 2	_ 1	_	1	2	_	4 3	_	_	1 2	- 1	_	1	2	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
本 城 村	1	-	-	_	i	-	-	_	-	. 1	-	-	-	î	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
坂 北 村	1	_	_	-	_	1	_	_	-	1	-	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
麻積村坂井村	1 1		_	_	_ 1	_	1	_	_	1	_	_	_	1	_	1	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_
生 坂 村	2	1	_	1	-	-	_	-	-	2	1	-	1	_	-	_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	-	_
山形村 朝日村	3		_	2	1	_	_	_	1	1 3	_	_		1	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_
									-																		

3

〈各市町村記入の「厚生省報告例」78-別表 (57年4月分) より集計・作成〉

(3)									\ H	111111	村16 位。	(U)	· 丹·	上目书	Z DV	11 Y	0 - 2	7132	(31	+-4 ,	מ דה בת	٠ ٠٠	大	1.1	ド以、〉		
市町村名	施設		育 31~4		(*			51~	2014 15	* 337 L			所	_			51 J2	214 8	St ECH		育		()	$\overline{}$	_	51 2	2014
(市中島那)	総数		45																							51- 2 200 以 加所	
(南安曇郡) ・豊科町 穂高町	8 4	_	_	1	3	1	.3	- 1	_ 2	7 3	_		1	3	1	2	- 1	- 1	1	_	_	_	_	_	1	_	_ 1
奈川村安曇村	1 2	_	_	1 2	-	_	_	_		1 2	_	_	1 2	_	_	_	<u>-</u> .		-	-	_	-	_	_	_	_	_
梓川村	2	-	-	_	-	-	1	1	-	2	-	-	_	-	-	1	1	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
三郷村畑金村	4 1	-	<u>-</u>	<u>-</u>	2	1	-	1 1	_ _	4 1	<u>-</u>	_	-	2 -	1	<u>-</u>	1	-	_	_	_	-	-	<u>-</u>	-	_	<u>-</u>
(北安曇郡) 池 田 町	3	_	_	_	_	_	3	_	_	3	_	_	_	_	_	3	_	_	_	_	_	· -	_	_	_		_
松川町八坂村	2 1	- 1	_	_	_	1	_	1	-	2	- 1	_	_	_	1	-	1	<u>-</u>	_	_	_	_	_	_	_	_	<u>-</u>
美 麻 村 白 馬 村	1 .3	1	<u>-</u>	1	- 1	_ 1	-	<u>-</u>	- -	1 3	1	_	- 1	1	1	-	<u>-</u>	_	-	_	_ _	-	_	-	<u>-</u>	-	_
小谷村	1	_	-	-	-	1	-	_	_	1	-	-	-	_	1	_	_	_	-	-	-	-	_	-	_	-	-
便級郡	1	_	_	_	_	_	_	_	1	1	-	_	-	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	-	_	_	_
大岡村	1	_	_	_	1	-	_	_	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
(埴科郡) 坂城町 戸倉町	5 3	_	<u>-</u>	-	1	1 -	2 2	1	_	4 3	-	<u>-</u>	_	_	1 -	2	1 1	<u>-</u>	1 -	-	<u>-</u>	_	1	<u>-</u>	_	=	-
(上高井郡) 小布施町	3		_	_	_	2	1	_	_	3	_	_	_	_	2	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
高山村	3	_	-	1	-	1	-	1	-	2	-	-		-	1	_	1	-	1	_	-	1	-	-	-	-	-
(下高井郡) 山ノ内町	8	_	1	_	2	1	3	1	_	8	_	1	_	2	1	3	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
木島平村 野沢温泉村	4 2	-	1 -	1	1 -	_	1	<u>-</u>	<u>-</u>	4 2	<u>-</u>	1	1	1 -	_	1	_	-	_	-	<u>-</u>	_	<u>-</u>	_	_	-	_
(上水内郡) 信州新町	3	_	_	2	_	1	_	_		3	_	_	2	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
豊 野 町 信 濃 町	5 4	_	_	2 1	3 1	- 1	- 1	_	_	4 4	_	_	2	2 1	_ 1	_ 1	_	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_
牟 礼 村三 水 村	2 2	_	-	-	1	1	<u>-</u>	1	-	2 2	_	_	-	1	1 -	_	1	_	-	-	_	-	-	-	-	_	_
戸 隠 村 鬼無里村	3 3	1 2	_	1	1	_	_	_	_	3	1 2	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
小川村中条村	. –	- -	-	<u>-</u>	_	_	_	=	-	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>		_	_	_	_	_	_	_	<u>-</u>	_	_	_	_	_	-
(下水内郡) 豊 田 村	2	_	_	_	1	1	·_	_	_	2	_	_		1	1	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
栄 村	1	_	_	_	i	_	_	_	_	1	_	_	_	1	_	_	_		_		_	_		_	_	_	

付表 4 保育施設の種類別 (公私別) 在籍児数一57年度 ① 〈保 〈保育所(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は付表1と同じ ※印=不明〉

<u></u>							жн и				. DX \ T 13			H->110413	ACT C 1-3	- AH-	
-to Orac & L Ar	合 計		保	育	j	所		幼		稚	園		2	. 設無 i	忍可施言	没	民間無
市町村名	民間無認 ₎ 可を除く	総	数	公 営	\$ 7	私 営	総	数	公	立	私 立	: 総	数	へき地 保育所	季 節 保育所	児童館 保 育	認可施設
				(73)54 62	<u>٠</u>	(6) 9 930		858		1 593	16 26	<u>. </u>	1 521	人 951	人 16		1 287
県 計																554	
市部計	1			(58)29 91		(6) 8 715		326		781	14 54		492	201	16	275	*
都部計	29 487	(13) 2	5 926	(15)24 71	1	1 215	2	532		812	1 72	0	1 029	750	-	279	*
長野市	13 559	(11)	7 434	(11) 3 33	39	(6) 4 095	5	903		119	5 78	4	222	_	10	212	*
松本市	l .			(9) 3 98		814		367		545			_	_		_	*
上田市	4 568		3 420	2 67		747		148		-			_	_	_	_	*
四谷市	2 932		2 350	2 26		83		582		_			_	_	_	_	*
飯田市													40				
双皿叫	3 232	•	2 765	1 47	19	1 286		418		_	41	0	49	49	_	_	*
諏訪市	2 234	(29)	2 034	(29) 2 00)4	30		200		_	20	0	_	_	_	_	*
須 坂 市	2 608	:	1 582	1 34	14	238	1	026		_	1 02	6	_	_	-	-	*
小 諸 市	1 802		912	77	74	138		890		-	89	0	_	-	_	_	*
伊那市	2 474	:	1 975	1 83	39	136		431		_	43	1	68	68	_	_	*
駒ケ根市	1 239		947	75	57	190		218		117	10	1	74	11	_	63	*
中野市	1 070		1 677	1 5	21	E /		200		_	20	9			_	_	N*/.
大町市	1 879		1 577			56		302		_	•		_	_	_	_	*
	1 267		868		58			399			00.			-	_	_	
飯山市				(1) 1 12		146		46		-	-		65	59	6	_	_
茅野市				(8) 1 03		_	•	152		_	10.				_	_	*
塩尻市	2 250	,	1 839	1 83	39	_	•	397		_	39	′	14	14	_	_	*
更埴市	1 289		1 194	95	52	242		95		_	9.	5	_	_	_	_	_
佐久市	2 376		1 624	1 1		514		752		_	75		_		_		*
	1																
(南佐久郡)																	
白田町	602		602	34	19	253		_		_	-	_	_	_	_	-	*
佐 久 町	278		278	27	78	-		_		_		-	_	_	_	_	_
小海 町	218		218	2	18	_	-	_		_		_	_		-	_	_
川上村	139		139		39	_		_		· —		_	_	_	_	_	_
南 牧 村	190		190		50	30)	-		_		_	-	_	_	_	-

南相木村	33		33		33	_	-	_		_	•	-	_	_	_		_
北相木村	30		30		30	_	•	_		_	•	-	_	_	· -	_	_
八千穂村	167		167	10	57	_	•	_		_		_	_	_	_	_	_
(北佐久郡)																	
軽井沢町	614		439	3	33	56	i	175		_	17	5	_	_	_	_	_
望月町	349		269		69	_		80		_	- 8		_	_	_	_	_
御代田町	479		305		05	_		174		_	17		_	_	_	_	_
立科町	306		306		06	_				_		-	_	_	_	_	_
浅科 村	138		138		38	_		_		_		_	_	_	_	_	*
北御牧村	200		200	20	00	-	•	-		-		_	-	_	-	_	-
(小県郡)																	
丸子町	941		621	C.	21	_		320	•	195	12	5	_	_	_	_	*
長門町	1									155		J	_			_	~ -
東部町	197		197		97	-		-				_		_		_	
真田町	857		742		82 .	60	,	115		_	11		_	_	_	_	_
	507	(11)			97	-	-	110		_	11	U	_	_	_	_	_
武石村	149		149	1.	49	_	•	_	•	_		_	_		_	_	_
和田村	100		100	10	00	_		_		_		_	_		_	_	_
青木村	192		192		92	-	-	-		-		_	-	-	-	-	-
(諏訪郡)	1		050	_				~-			_	•					*/
下諏訪町	1 031		958		58	-	•	73		_	. 7	3	_	_	_	_	*
富士見町	507	(1)			07	-	-	_	•			-	_	_	_	_	_
原 村	223		223	2:	23		<u>.</u>				· ·						
(2+-)				B###ME													

(注) () 内は私的契約児童数の再掲

付表 4 保育施設の種類別 (公私別) 在籍児数 — 57 年度

(2)

〈保育所(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は付表1と同じ ※印=不明〉

(2)				(休)	1771 (注記	を照り を既	く合理地記	がり食料・に	は別な打委	1と同じ	※出=44	月 >
市町村名	合 計	保	育	所	幼	稚	園		公設無言			民間無
	民間無認) 可を除く	総数	公 営	私 営	総数	公 立	私立	総数	へき地 保育所	季 節保育所	児童館 保 育	認可施設
(上伊那郡)	٨			У	, ,		. Д			人	人	Д
高遠町辰野町	310 1 069	303 904	303 904	_	127	_	127	7 38	7	-	38	- *
箕輪町	881	881	881	_		_	_	_		_		_
飯島町	413	323	323	_	-		_	. 90	90	_	-	-
南箕輪村	489	489	489	_	_	_	_		_	_	_	_
中川村	201	201	201	_	_	_	-	_	_	_	_	_
長 谷 村 宮 田 村	89 326	89 326	89 326	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	020	020	020									
(下伊那郡)		461	246	115	. 07	07						
鼎 町松川町	558 552	461 504	346 504	115	97	97 —	_	48	48	_		_
高森町	525	525	433	92	_	_	_	-	_	_	_	_
阿南町	207	201	201	-	_	_	_	6	6	. –	-	_
上郷町	602	495	382	113	107	_	107	_	_	-	_	_
清内路村	16	_		-	-	-	-	16	6	_	_	_
阿智村	209	161	160	1	_	-	-	48	40	_	8	_
浪 合 村 平 谷 村	18 16	_	_	_	_	_	_	18 16	18 16	_	_	_
根羽村	60	60	60	_	_	-	-	_	-	_	-	-
下条村	184	184	184	_	_	_	_	_	_	_	_	_
売木村	16	16	16	_	_	_	_	_	_	_	_	_
天竜村	87	76	76	. –	-	_	-	11	11	_	-	_
泰阜村喬木村	67 289	67 283	67 280	3	_	_	_	- 6	- 6	_	_	_
						•						
豊丘村大鹿村	292 44	292 44	288 44	4	_	_	_	_	_		_	_
上村	27	27	27		_		_	_	_	_	-	_
南信濃村	104	89	89		_	_	-	15	15		_	_
(木 曽 郡) 木曽福島町	323	187	187	_	101	69	32	35	35		_	*
上松町	240	(3) 240	(3) 240	_	- 101		-	-	-	_	_	_
南木曽町	210	210	210	_	-	_	-	_	_	_	_	-
楢 川 村 木 祖 村	148 129	120 129	120 129	_	_	_	_	28 	28	_	_	_
	<u> </u>											
日義村開田村	64 45	64 45	64 45	_	_	_	_	_	_	_	_	_
三岳村	60	60	60	-	_	_	_	_	_	-	-	-
王 滝 村大 桑 村	47	47	47	-	_	_		_	-	_	-	_
	181	181	181	_			_	_	_		_	_
山口村	76	_	_	-	76	76	_	-	_	-	_	-
(東筑摩郡) 明 科 町	054	000			140	140						
波田町	354 540	206 540	206 540	_	148	148	_	_	_	_	_	_
四賀村	188	188	188	_	_		_	-	-	_	_	_
本 城 村 坂 北 村	90 94	90 94	90 94	-		<u> </u>	_	_	_	_	_	_
麻積村	128	128	128			. –				_	_	_
坂井村	60	60	60	_	_	_	_	_	_	_	_	_
生 坂 村	80	80	80	-	_	_	-	-	-	_	-	
山 形 村 朝 日 村	252 161	252 161		_			_	_	_	_	- -	_

(注) () 内は私的契約児童数の再掲

付表 4 保育施設の種類別 (公私別) 在籍児数一 57 年度

付表 4 保育施設の種類別 (公私別) 在精児数一 67 年度 ③ 〈保

〈保育所(注記参照)を除く各種施設の資料・出所は付表1と同じ ※印=不明〉

•	合 計	保	育		幼	 稚		1	公設無言	認可 施 i		民間無
市町村名	民間無認 (可を除く)	総 数	公 営	1			1	総数	へき地 保育所	季 節 保育所	児童館 保 育	認可施設
-	人	<u> </u>		1 Д	 人		1		人	•	<u> </u>	
(南安曇郡) 豊科町	768	711	596	115	57	_	57	_	_	_	_	*
超高町	794	689	523	166	105	105	-	_	_	_	_	_
奈川村	46	46	46	_		_		_	_	_	_	-
安曇村	98	98	98	_	_	_	_	. –	-	_	_	_
梓川村	300	300	300	-	_	-	-	-	-	_	-	-
三鄉村	441	441	441	-	-		-	_	_	_	-	_
堀 金 村	169	169	169	_	-	-	-	_	_	-	-	-
(北安曇郡)												
池田町	406	313	313	_	78	-	78	15	15	_	_	_
松川町	272	272	272	-	-	_	_	_	_	_	_	_
八坂村	19	10	10	-	_	_	_	9	9	_	_ 29	_
美 麻 村 白 馬 村	40 268	11 268	11 268	_	_	_	_	29 —	_	_		_
小谷村	133	107	107	_	_	_	_	26	26	_	_	_
<i>—</i>												
便級郡	027	027	237	_	_	_	_	_	_	_	_	*
上山田町 大 岡 村	237 41	237 41	237 41	_	_	_	_	_	_	_	_	~
人间的	41	41	41					•				
(埴科郡)												
坂 城 町	696	584	525	59			112	_	_	_	_	*
戸倉町	760	405	405	_	355	_	355	_	-	_	_	_
(上高井郡)												
小布施町	440	318	318	-	122	122	_	-	_	_	-	_
高山村	309	309	251	58	-	_	_	_	-	_	_	_
(下高井郡)												
山ノ内町	825	825	825	_	_	· -	_	-	-	_	-	-
木島平村	263	263	263	-	_	_	_	_	_	_	_	-
野沢温泉村	198	198	198	_	_	_	_	_	_	_	_	_
止 水内郡												*·
信州新町	257	174	174	_	_	-	_	83	83			*
豊野町	412	338	248	90	. –		_	74 25	- 25		74	- *
信濃町	416 233	391 185	391 185		_	_	_	48	48		_	~
牟 礼 村三 水 村	233	241	241	_	_	. –	_		-		_	_
								_			_	
戸隠村	200	144	144	-	-	-	_	56	45		11	_
鬼無里村	80	80	80	_		· –	_	122	- 02		- 41	_
小川村	133	-	_	_	. -	·	_	-00	92 24		41 78	_
中条村	102	_	-	_		_		102	24	_	10	
(下水内郡)		0	0.0									
豊田村	210	210	210	_	· -	· -		47	47	_	_	_
栄 村	112	65	65		_			41	. 47			

⁽注) 「保育所」欄計上数は各市町村記入の「厚生省報告例」78表(57年4月分)より、57年4月初日在籍の「措置児数」および 「私的契約児数」の合計

「民間無認可施設」は市町村別の人数が不明(※印)につき「県計」のみ計上

2

6						112時7七年	双月刊 -	шлrar.	1224 219	C ∺ā	2/\	₹ М• Ш//	17317女2	と同じ)
	合		āt		0 -	2	誏 児			3	歳	以上	 児	
市町村名	人口	在籍児		人口	在籍児			公 設	人口					I
	(0-5歳)	総数	(在籍率)	人 口 (0-2歳)	総数	(在籍率)	保育所	無認可	(3-5歳)	総数	(在籍率)保育所	公 設 無認可	幼稚園
					L									·
(上伊那郡)	۸ ا	人	%	人	人	%	人	人	人	人	%	人	,	人
高遠町	580	310	(53.4)	264	5	(1.9)	5	_	316	305	(96.5)	298	7	-
辰 野 町	1 826	1 069	(58.5)		74	(9.2)			1 023		(97.3)	830	38	127
箕輪町	1 938	881	(45.5)		42	(4.7)		_	1 037		(80.9)	839	_	_
飯島町	857	413	(48.2)		6	(1.5)		_	456		(89.3)	317	90	_
南箕輪村	846	489	(57.8)		77	(19.0)		_	441		(93.4)	412	_	_
773 天帝613	1 040	403	(31.0	7 400	• • •	(15.0)			441	412	(30.4)	412		
中川村	428	201	(47.0)	211	2	(1.4)	3	_	217	109	(91.2)	198	_	_
						(-)		_	90		(98.9)	89	_	_
長谷村	173	89	(51.4)		_									_
宮田村	607	326	(53.7)	272	10	(3.7)	10	_	335	316	(94.3)	316	_	_
CT (m au #/o														
(下伊那郡)						(0 0)					(00.4)	.05		0.5
鼎 町	1 091	558	(51.1)		36	(6.8)		_	559		(93.4)	425	_	97
松川町	1 041	552	(53.0)		11	(2.2)		1	547		(98.9)	494	47	_
高森町	940	525	(55.9)	423	24	(5.7)		_	517		(96.9)	501	_	_
阿南町	415	207	(49.9)		8	(3.8)		_	205		(97.1)	193	6	-
上鄉町	1 140	602	(52.8)	546	46	(8.4)	46	_	594	556	(93.6)	449	-	107
清内路村	34	16	(47.1)) 16	_	(-)	_	-	18	16	(88.9)	_	16	-
阿智村	473	209	(44.2)	242	1	(0.4)	1	-	231	208	(90.0)	160	48	_
浪 合 村	42	18	(42.9)	22	-	(-)		-	20	18	(90.0)	_	18	_
平谷村	27	16	(59.3)) 12	_	(-)	_	_	15	16	(106.7)	_	16	_
根羽村	113	60	(53.1)		_	(-)		_	58		(103.4)	60	_	_
下条村	268	184	(68.7)	95	12	(12.6)	12	_	173	172	(99.4)	172	_	_
売木村	31	16	(51.6)		5	(26.3)		_	12		(91.7)	11	_	_
天竜村	153	87	(56.9)		6	(8.7)		_	84		(96.4)	70	11	_
泰阜村	134	67	(50.0)		_	(-)		_	68		(98.5)	67	-	_
喬木村	528	289	(54.7)		2	(0.8)		_	287		(100)	281	6	
IEI /V 17	320	209	(34.7)	, 241		(0.0)			201	201	(100)	201	v	
豊丘村	565	292	(51.7)	278	8	(2.9)	8	_	287	284	(99.0)	284	_	_
大鹿村	79	44	(55.7)		6	(18.2)		_	46		(82.6)	38	_	_
上一村	51	27	(52.9)		8	(26.7)		_	21		(90.5)	19	_	_
南信濃村	189	104	(55.0)		_	(-)		_	109		(81.7)	89	15	_
	[•											
休曽郡														
木曽福島町	785	323	(41.1)	369	5	(1.4)	5	_	416	318	(76.4)	182	35	101
上松町	528	* 240	(45.5)	250	4	(1.6)	4	-	278	233	(83.8)	233	_	_
南木曽町	451	210	(46.6)	221	1	(0.5)	1	_	230	209	(90.9)	209	-	-
楢 川 村	315	148	(47.0)) 151	-	(-)	-	-	164	148	(90.2)	120	28	_
木祖村	325	129	(39.7.) 150	-	(-)	_	_	175	129	(73.7)	129	-	_
									_	_		_		
日義村	168	64	(38.1)		-	(-)		_	88		(72.7)	64	-	_
開田村	119	45	(37.8)		_	(-)		_	67		(67.2)	45	-	-
三岳村	131	60	(45.8)			(-)		_	67		(89.6)	60	-	_
王滝村	88		(53.4)			(-)		_	51		(92.2)	47		-
大桑村	389	181	(46.5)) 165	2	(1.2)	2	_	224	179	(79.9)	179	-	_
山口村	1.7	50	/ 45 5	۰ ۵۰	_	(-)		_	79	76	(06.0)	_	_	70
шық	167	76	(45.5)) 88	_	(–)	, –	_	19	70	(96.2)	_	_	76
(東筑摩郡)														
明科町	735	354	(48.2)	310	4	(1.3)	4	-	425	350	(82.4)	202	_	148
波田町	1 091					(4.9)		_	579		(88.9)	515	_	140
四賀村	427	540 188	(49.5) (44.0)	-		(-)		_	226		(83.2)	188	_	_
本城村	203	90	(44.3)			(-)		_	95		(94.7)	90	_	_
坂北村	178	94	(52.8)			(-)		_	104		(90.4)	94	_	_
20 AU 11	1 110	34	(32.0)	, 14		` '			104	34	(30.4)	24		
麻積村	234	128	(54.7)) 103	3	(2.9)	3	_	131	125	(95.4)	125	_	_
坂井村	114	60	(52.6.			(5.4)		_	58		(98.3)	57	_	_
生坂村	167	80	(47.9)			(5.0)		_	87		(87.4)	76	_	_
山形村	502	252	(50.2)		8			_	264		(92.4)	244	_	-
朝日村	267	161	(60.3)			(11.9)		_	149		(98.7)	147	_	_
					<u>-</u>							-71		

付表 5 保育施設 (可を除く) の種類別在籍児の年齢二区分別人数・対人口比在籍率 - 57年度

③ 〈在籍児数の資料・出所は付表4と同じ 当該人口の資料・出所は付表2と同じ〉

					_ `	11.14日/158	の資格・に	4///(6.13	X 4 Z PJ L	300	(HO)HA	4 - 177711	計数とと	.円し7
	合		計	0	_	2	歳 児			3	歳	以上	児	
市町村名	人 口 (0-5歳)	在籍児 総数	(在籍率)	人 口 在 (0-2歳) 総	籍児	(在籍率)	保育所	公 設 無認可	人 口 (3-5歳)	在籍児 総 数	(在籍率)	保育所	公 設 無認可	幼稚園
(南安曇郡)	٨	人	%	λ.	人	. 9	人	, ,	. %	人	%	人	人	7
豊科町	1 826	768	(42.0)	854	18	(2.1) 18	_	972	750	(77.2)	693	_	57
穂 高 町	1 873	794	(42.4)	855	7	(0.8		_	1 018	787	(77.3)			105
奈 川 村	87	46	(52.9)	37	2	(5.4) 2	_	50	44	(88.0)	44	_	-
安 曇 村	174	98	(56.3)	80	10	(12.5) 10	_	94	88	(93.6)	88	_	_
梓川村	691	300	(43.4)	313	1	(0.3) 1	_	378	299	(79.1)	299	_	
三郷村	1 007	441	(43.8)	440	2	(0.5) 2	_	567	439	(77.4)	439	_	_
堀 金 村	456	169	(37.1)	225	-	(–) –	-	231	169	(73.2)	169		_
(北安曇郡)														
池田町	816	406	(49.8)	361	4	(1.1) 4	_	455	402	(88.4)	309	15	78
松川町	636	272	(42.8)	294	2	(0.7) 2	-	342	270	(78.9)	270	_	_
八坂村	61	19	(31.1)	35	2	(5.7) –	2	26	17	(65,4)	10	7	-
美 麻 村	94	40	(42.6)	50	2			1	44	38			28	-
白馬村	624	268	(42.9)	304	3	(1.0) 3	-	320	265	(82.8)	265	_	_
小谷村	305	133	(43.6)	152	1	(0.7) –	1	153	132	(86.3)	107	25	-
便級郡														
上山田町	519	237	(45.7)	243	11	(4.5) 11	_	276	226	(81.9)	226	_	_
大岡村	88	41	(46.6)	37	-	(-) –	_	51		(80.4)			-
(埴科郡)														
坂城町	1 372	696	(50.7)	620	30	(4.8) 30	_	752	666	(88.6)	554	_	112
戸倉町	1 469	760	(51.7)	674	10			_	795	750				355
/ L 古 + #5														
(上高井郡) 小布施町	988	440	(44.5)	433	13	(3.0) 13	_	555	427	(76.9)	305	_	122
高山村	626	309	(49.4)	298	21	(7.0		_		288				
	020					*								
下高井郡														
山ノ内町	1 456	825	(56.7)	682	80	(11.7		_		745				_
木島平村	456	263	(57.7)	222	50			_		213				_
野沢温泉村	378	198	(52.4)	181	7	(3.9) 7		197	191	(97.0)	191	_	_
(上水内郡)														
信州新町	482	257	(53.3)	229	14			_	253	243				
豊野町	761		(54.1)	323	13			_	400	399				
信濃町	899	416	(46.3)	384	-	-			313	416				
牟礼村	471	233	(49.5)	221	_	(–	-	_	200	233				_
三水村	486	241	(49.6)	229	-	(-) –	_	257	241	(93.8)	241	_	-
戸 隠 村	390	200	(51.3)	184	-	(–) –	-	206	200	(97.1)	144	56	-
鬼無里村	142	80	(56.3)	61	_	(-) –	_	81	80	(98.8)	80		-
小川村	253	133	(52.6)	118	-	(-		_	100		(98.5)		133	
中条村	188	102	(54.3)	81	-	(-) –	-	107	102	(95.3)) -	- 102	_
(下水内郡)														
豊 田 村	444	210	(47.3)	223	10	(45) 10	_	221	200	(90.5)	200	· -	·
栄 村	171	112	(65.4)	76	10	(13.2) 10	-	95	102	(107.4)	55	47	· -
	L													

⁽注) 「保育所」の年齢二区分別計上数は措置児童数(私的契約児計79人については年齢別不詳), なお「合計・在籍児総数」欄の米印は私的契約児を含む数値(付表4), したがって二区分別の合計数とは一致しない 民間無認可施設の在籍児総数1,287人 年齢二区分別人数は0-2歳児851人(1.1%)・3歳以上児436人(0.5%)であるが、その市町村別人数は不明につき表示を省略

①																					
		保了		()					保	育 所		公営					育所				
市町村名				き 別:				総数	LIEUT T			措置		1	総数				措置		T
	0-5歳				—,							1								-	5 収元
県 計	37.8	% 11	% 3.4	96 10 9	% 52.5	73 1	% 727	% 32.0	% 0. 3	96 1.8	% 75	% 45.0	83 U	63 D	% 5.8	% 0.8	% 18	3 4	% 7.6	96 10 1	% 9.7
市部計	35.7							27.1	0.4	2.0		38.2			7.9	1.1			10.3		
郡部計	43.1							41.1	_	1.1		57.4			2.0	0.3	0.5		2.7		
																					-
長野 市	26.1	2.9	7.1	11.6	31.6	47.0	48.6	11.7	0.7	1.8	3.1	14.4	21.8	24.6	14.4	2.2	5.3	8.5	17.2	22.2	24.1
松本市	30.5	0.5	2.6	6.7	37.9	62.3	64.4	25.3	0.5	2.1	5.3	31.1	52.5	53.4	5.1	_	0.4	1.4	6.8	9.7	11.0
上田市	36.4					67.3			0.2	0.6		39.1			8.0	1.0	3.5		10.4		
岡谷市	44.7		1.9					43.1	0.6	1.8		72.2			1.6				2.5		
飯田市	44.5	1.7	3.8	9.9	68.5	85.6	84.1	23.8	0.2	0.4	2.2	37.1	47.0	48.1	20.7	1.4	3.4	7.7	31.4	38.6	36.0
諏訪市	45.2	20	1.5	9.6	74 5	86 1	843	44.6	_	0.3	25	74.5	86 1	843	0.7	2.0	1 2	1.1	_	_	_
須坂市	32.4							27.5		2.4		36.4			4.9	1.5	2.9	3.8	74	6.5	5.8
小諸市	24.6							20.9				28.4			3.7	3.0		4.4	2.9		
伊那市	42.8							39.8							2.9	_	0.2	1.4			4.8
駒ケ根市	37.0							29.6				37.4			7.4	_	0.9		9.4		
中野市	44.2							42.7				65.3			1.6	1.2	2.8	2.4	1.8	0.8	0.3
大町市	33.7					65.3						39.7			, -		_	-	-	-	_
飯山市 茅野市	56.4 49.4					90.1		49.9 49.4				75.8			6.5	1.2	1.9	6.4	10.5	8.6	9.0
本 取 巾 塩 尻 市	39.0	0.8	2.9			78.6						53.3			_	_	_	_	_	_	_
2mm //L 113	33.0	0.7		5.7	55.5	10.0	02.0	33.0	0.,		J. 1	55.5	10.0	02.0							
更埴市	41.0	0.2	1.8	7.7	50.0	83.0	85.1	32.7	0.2	1.3	4.8	38.3	68.4	68.2	8.3	_	0.4	2.9	11.7	14.6	16.8
佐久市	32.5	0.7	3.7	11.6	41.4	66.7	64.5	22.2	0.4	1.5	6.3	26.9	47.1	46.6	10.3	0.3	2.2	5.3	14.5	19.6	18.0
(南佐久郡)																		• •			
白田町	46.4	1.4						26.9				34.3			9.5	0.9	3.3	8.9	25.0	36.9	38.0
佐久町	41.6	_	_			91.8			_	_		45.5			_	_	_	_	_	_	_
小海町川上村	44.3 39.2	_				94.7 105.3			_	_		48.5 40.0			_	_	_	_	_	_	_
南牧村	62.7					111.1		52.8	_			75.9			9.9	2.0	9.8	12.2	13.0	15.6	7.3
				•							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		- 5.0		***						
南相木村	45.2	_	_	10.51	12.5	92.9	100	45.2	_	_	10.5	112.5	92.9	100	_	_	_	_	_	-	_
北相木村	56. 6	-	-			100			-			100		107.7	_	_	-	_	_	-	_
八千穂村	44.8	_	4.9	7.7	42.2	100	100	44.8	-	4.9	7.7	42.2	100	100	-	_	-	_	-	-	_
(JUH- 6- #7)																					
(北佐久郡) 軽井沢町	39.0		2 5	22.7	61.7	71.7	679	34.0	_	2 -	91 5	53.1	60.2	E0 0	5.0	_	_	1.2	0.6	11.4	7.5
望月町	33.1	_	2.5		28.9	76.6		_		2.5		28.9			J. U	_	_	-	0.0	11.4	7.5
御代田町	32.4	_	_			66.7			_	_		56.2			_	_	_	_	_	_	_
立科町	49.5					93.8						76.4			_	_	_	_	_	_	_
浅 科 村	29.6	-	1.3	13.9	56.6	51.3	50.6	29.6	-	1.3	13.9	56.6	51.3	50.6	_	-	_	_	-	_	_
北御牧村	44.6	_	_	_	50.0	96.3	100	44.6	_	_	_	50.0	96.3	100,	-	_	_	-	_	_	_
/ /\. (E) ##/\																					
(小県郡) 丸子町	31.1	_	_	77	44 F	62.0	61.4	31.1	_	_	77	44.6	62 n	61.4	_	_	_	_	_	_	_
え テ 両 長 門 町	56.4					100		56.4				90.3		98.6	_	_	_	_	_	_	_
東部町	41.3					80.5		38.0	_	0.7		47.9			3.3	1.6	0.4	2.1	4.4	3.5	7.1
真田町	48.0					87.8		48.0	_			71.1			_	_	_	_	_	_	_
武石村	49.7	_	_			100		49.7	_	_		66.0			-	_	_	-	-	_	-
和田村	50.0					102.4			-	_		70.6			_	_	-	_	_	_	-
青木村	57.8	-	1.9	16.0	90.0	97.0	101.6	57.8	_	1.9	16.0	90.0	97.0	101.6	_	-	_	-	_	_	_
/新 計 到小																					
(諏訪郡) 下諏訪町	45.2		ОЗ	87	67 1	87.9	857	45.2	_	Λą	27	67.1	87 º	85 7	_	_	_	_	_	_	_
富士見町	47.2	_	U. 3					47.2	_	0.3		60.0			_	_	_	_	_	_	_
	46.4	_	_			102.5			_	_		81.7			_	_	_	_	_	_	_
原村								-0.2						J 2.0							

2

	ì	/D :	er ar																		
市町村名	総数	保	育 所					ر <u>سد ۱</u>				公営			77. 100	保			私営		
113-31313		の世紀日	1 岩田	文が	措置	क्ष्य	T #100	総 数	- I	谷	成別	措置	~~		総数		各 :	哉 別	措置	率	
	0-5歳						5 版记 ()-5蔵	成儿.	1蔵児	2歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	0-5歳	0歲児	1 歳児	2歲児	3歲児	4歲児	5歲児
(上伊那郡)	%	%	%	96	Æ	%	96	96	%	96	96	96	96	96	%	96	96	%	95	%	%
高遠町	52.2	_	2.7	2.4	77.8	99.1	100.5	52.2	_	2.7	2.4	77.8	99.1	102.5	_	_	_	_	_	_	_
. 辰野町	49.5	_			79.4							79.4			_	_	_	_	_	_	_
箕 輪 町	45.5	_	1.3									75.1			_	_	_	_	_	_	_
飯島町	37.7		_									51.3			_	_	_	_	_	_	_
南箕輪村	57.8	-	11.5	39.4	86.4	98.8	93.8					86.4			-	-	-	-	-	-	-
中川村	47.0	-	_				95.5					74.3			-	-	-	-	-	_	-
長谷村	51.4	_			100			51.4				100			_	_	-	_	_	_	_
宮田村	53.7	_	1,0	10.8	84.2	99.1	100	53.7	_	1.0	10.8	84.2	99.1	100.9	_	_	_	_	_	_	_
(下伊那郡)																					
鼎町	42.3	3.0	11	124	75.3	750	77.7	31.7	_	0.6	9 9	560	62.8	62.4	10.5	3 0	30	102	10.3	11 2	15 2
松川町	48.4	J. U			89.1							89.1			10.5	J. U	J. 3		13.3		
高森町	55.9	_			92.8		98.2			0.8				81.3	9.8	_	3 2	117	14.9	8 2	160
阿南町	48.4	_			80.6			48.4				80.6			J. 0	_	J.0		14.3	0.2	-
上郷町	43.4							33.5				61.5			9.9	1	5.0	4.4	10.3	174	15.5
_ M -1	70.4	7.1	0.0	10.0	11.0	. 0.1	. 5.0	JJ.J		U. 9	J. 4	01.0	50.7	04.0	3.3	•	J. J	7.7	10.0	11.7	10.0
清内路村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_
阿智村	34.0	_	_	1.4	56.6	75.0	77.5	33.8	_	_	_	56.6	75.0	77.5	0.2	_	_	1.4	_	_	_
浪合村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
平谷村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
根羽村	53.1	_	_	_	89.5	110.0	90.5	53.1	_	_	_	89.5	110.0	90.5	_	_	_		_	_	_
下条村	68.7	_	-	31.6	98.1	100	100	68.7	_	-	31.6	98.1	100	100	-	_	_	-	-	_	_
売 木 村	51.6	_	-	71.4	100	83.3	100	51.6	_	_	71.4	100	83.3	100	_	_	_	_	_	-	-
天竜村	49.7	_	-	25.0	75.8	117.4	89.3	49.7	_	_	25.0	75.8	117.4	89.3	-	_	_	_	_	-	-
泰阜村	50.0	_	_	_	104.8	85.0	103.7	50.0	_	_	_	104.8	85.0	103.0	_	_	-	-	_	_	_
喬木村	53.6	-	1.1	1.2	95.7	101.1	97.0	53.0	_	_	-	95.7	101.1	96.0	0.6	_	1.1	1.2	-	_	1.0
豊丘村	51.7	2.3	1.1	5.2	96.6	101.7	97.7	51.0	_	_	. 12	06.6	101.7	97.7	0.7	2.3	1.1	1.0		_	_
大鹿村	55.7	-			81.8									75.0	U. 1	2.5	-	-	_	_	_
上。村	52.9	_			87.5		80.0					87.5		80.0	_	_	_	_	-	_	_
南信濃村	47.1	-	_				82.9			_				82.9	-	_	_	-	_	_	_
休曽郡	00.0							20.0													
木曾福島町	23.8	_	0.8				60.2			0.8				60.2	-	_	_	_	_	_	_
上 松 町 南木曽町 1	44.9 46.6	_	_				101.0 97.5			_				101.0 97.5	_	Ξ	Ξ	_	_	_	
档 川 村	38.1	_	_				80.6			_				80.6	_		_	_	_	_	_
木祖村	39.7	_	_		16.1			39.7		_		16.1			_	_	_	_	_	_	_
	•																				
日義村	38.1	_	-	-	26.9			38.1		_	-	26.9			-	-	-	-	-	_	-
開田村	37.8	_	_	-		87.5		37.8		-	-		87.5		_	_	-	_	_	_	-
三岳村	45.8	_	_					45.8		_				95.8	-	_	_	-	-	_	_
王滝村		_	_					53.4		_				90.5	_	_	_		_	_	_
大桑村	46.5	_	_	3.2	42.5	Ιω	101.4	46.5	_	_	3.2	42.5	100	101.4	_	_	_	_	_	_	_
山口村	٠ –	_	-	_	_	_	-	-	-	_	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-
(東筑摩郡)																					
明科町	28.0		_	3.7	41.7	98.0	0.7	28.0	_	_	3.7	41.7	98.0	0.7	_	_	_	_	_	_	_
波田町	49.5	_					97.9							97.9		_	_	_	_	_	_
四賀村	44.0	_	_				98.7			_				98.7		_	_	_	_	_	_
本城村	44.3	_	_				92.9			_				92.9		_	_	_	_	-	_
坂 北 村	52.8	_	_	-	61.5	100	100	52.8	_	-		61.5	100	100	_	_	-	_	· -	-	-
麻積村	54.7	_	_	75	78.9	104 5	100	54.7	_	_	75	78.9	104 5	100	_	_	_		_	_	_
坂井村	52.6				89.5			52.6				89.5			_	_	_	_	_	_	_
生坂村	47.9	_			60.0			47.9				60.0			_	_	_	_	_	_	
山形村	50.2	_	_				101.2							101.2	-	_	_	_	_	_	_
朝日村	60.3	_	_				97.9			_	35.0	94.6	104.3	97.9	_	_	_	_	_	_	_

付表 6 保育所措置児の年齢各歳別入所措置率 (対人口比) - 57年4月1日現在

3

接着			<i>(</i> (*)																			
特別 38.9 -1.0 20.2 1.0 20.2 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0									1		_						保					
解皮器的	市町村名						<u> </u>										- 45451					L- Aug
積発数的 38.9 - 1.0 5.4 25.7 89.3 93.3 26.6 - 0.3 3.6 19.9 76.1 79.5 6.3 - 0.7 1.8 5.7 13.1 13.8 積高 百 7 56.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 4 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 4 - 1.3.3 66.7 15.4 89.5 52.9 9.6 13.4 - 2.94 91.2 92.9 96.9 96.9		0-5咸	UNCC	1 欧兄	2成况。	SECT.	4 威化	5 配児	0-5歳	0 配包	1威况	2或児	3 政児	4 威尼	5 配记	0-5蔵	0或足	1歳児 2	威 尼	3 蔵児	4 蔵児	5 配化
機高 町 38.9 - 1.0 5.4 25.7 89.3 93.3 32.6 - 0.3 3.6 19.9 761 79.5 6.3 - 0.7 1.8 5.7 13.1 13.8 権務 高 町 36.8 - 0.3 20 93.8 96.1 69.4 27.9 - 1.3 27.8 630 64.5 89 - 0.3 0.7 12.0 33.1 4.9 祭川村 52.9 13.3 66.7 115.4 89.5 52.9 13.3 66.7 115.4 89.5 52.9 13.3 66.7 115.4 89.5 52.9 0.3 0.7 12.0 33.1 4.9 発別村 56.3 29.4 91.2 92.9 96.9 96.9	(商安县 歌)	96	%	96	%	96	%	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	%	%	%	96	96
 糖高町 36.8		20.0		1.0	E 4	25.7	on 2	ດລວ	22.6	_	0.3	3 6	100	76 1	705	6.3	_	0.7	1 Ω	5.7	121	13 8
祭川村 52.9 13.3 66.7 115.4 89.5 52.9 13.3 66.7 115.4 89.5																						
安香村 66.3 29.4 91.2 92.9 96.9 56.3 29.4 91.2 92.9 96.9										_						0.5	_	0.5	0.1	-	30.1	-
年 川 村 43.4 0.9 43.4 102.5 90.4 43.4 0.9 43.4 102.5 90.4																_	_	_	_	_	_	_
三朝村 43.8 1.2 32.3 98.8 100 43.8 1.2 32.3 98.8 100																_		_	_	_	_	_
規金 村 37.1 16.2 10.1 98.5 37.1 16.2 10.1 98.5 37.1 16.2 10.1 98.5	1年 川 村	43.4		_	0.5	43.4	102.5	30.4	43.4			0. 5	40.4	102.0	30.4							
規金 村 37.1 16.2 10.1 98.5 37.1 16.2 10.1 98.5 37.1 16.2 10.1 98.5	三细牡	128	_	_	1 9	22.3	08 8	100	13 R	_	_	12	323	988	100	_	_	_	_	_	_	_
他安養的 38.4 2.9 42.8 83.5 76.8 38.4 2.9 42.8 83.5 76.8			_	_												_		_	_	_	_	
地田 町 対 28.4 2.9 42.8 83.5 76.8 38.4 2.9 42.8 83.5 76.8	70 MZ 11	37.1				10.2	101.1	30.0	57.1				10.2	101.1	50.0							
地田 町 対 28.4 2.9 42.8 83.5 76.8 38.4 2.9 42.8 83.5 76.8	(化安暴)																					
松川町 42.8 1.9 35.3 95.5 100 42.8 1.9 35.3 95.5 100		38.4	_	_	29	42 B	83.5	76.8	38.4	_	_	29	42.8	83.5	76.8		_	_	_	_	_	_
			_	_							_					_	_	_	_	_	_	_
美麻村 11.7 5.9 7.7 33.3 23.1 11.7 5.9 7.7 33.3 23.1			_	_						_						_	_	_	_	_	_	_
自馬村 42.9 2.9 55.5 98.1 96.3 42.9 2.9 55.5 98.1 96.3			_													_	_	_	_		_	_
中谷村 35.1 64.3 78.4 67.4 35.1 64.3 78.4 67.4			_													_		_		_	٠_	_
便 級 郡 上山田町 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9	₩ W. 1.1	10.0				00.0		00.0							20.0							
便 級 郡 上山田町 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9	小谷村	35.1	_	_	_	64.3	78.4	67.4	35.1	_	_	_	64.3	78.4	67.4	_	_		_	_	_	_
上山田町 大岡村 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9	, , ,							••••														
上山田町 大岡村 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9 45.7 13.8 56.1 95.2 90.9	便級郡																					
大岡村 46.6 66.7 93.8 80.0 46.6 66.7 93.8 80.0		45.7	_	_	13.8	56.1	95.2	90.9	45.7	_	_	13.8	56.1	95.2	90.9	_	_	_	_	_	_	_
(培 科 部)		46.6	_	_	_	66.7	93.8	80.0	46.6	_	_	_	66.7	93.8	80.0	_	_	_	_	_	_	_
反 城 町	74 14 13																					
上海 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(埴科郡)																					
子音町 27.6 1.0 1.3 2.2 31.1 60.9 54.6 27.0 1.0 1.3 2.2 31.1 60.9 54.6		42.6	_	3.4	11.3	56.8	81.1	82.1	38.3	_	3.0	9.9	52.7	73.1	72.5	4.3	_	0.5	1.5	4.1	8.0	9.5
仕高井郡 小布施町 32.2 8.8 58.6 56.0 50.3 32.2 8.8 58.6 56.0 50.3		27.6	1.0	1.3	2.2	31.1	60.9	54.6	27.0	1.0	1.3	2.2	31.1	60.9	54.6	_	_	-	_	-	_	_
小布施町 高山村 32.2 8.8 58.6 56.0 50.3 32.2 8.8 58.6 56.0 50.3																						
高山村 49.4 3.9 5.9 9.9 68.3 96.3 96.6 40.1 2.5 51.5 86.2 86.4 9.3 3.9 5.9 7.4 16.8 10.1 10.1 10.1 (下高井郡) 山/內町 56.7 - 4.5 29.9 90.0 100.4 98.0 56.7 - 4.5 29.9 90.0 100.4 98.0	(上高井郡)																					
(下高井郡) 山ノ内町 56.7 - 4.5 29.9 90.0 100.4 98.0 56.7 - 4.5 29.9 90.0 100.4 98.0	小布施町	32.2	-	_	8.8	58.6	56.0	50.3	32.2	_	-						_	_	_	_	_	_
山/内町	高山村	49.4	3.9	5.9	9.9	68.3	96.3	96.6	40.1	-	-	2.5	51.5	86.2	86.4	9.3	3.9	5.9	7.4	16.8	10.1	10.1
山/内町																						
本島平村 57.7 - 14.9 63.8 88.9 92.1 92.2 57.7 - 14.9 53.8 88.9 92.1 92.2	(下高井郡)																					
野歌溫泉村 52.4 12.3 94.3 100 96.8 52.4 12.3 94.3 100 96.8	山ノ内町															-	_	_	_	_	_	_
(上水内郡) 信州新町 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5																-	-	-	_	_		-
信州新町 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5	野沢温泉村	52.4	-	_	12.3	94.3	100	96.8	52.4	_	-	12.3	94.3	100	96.8	_	_	_	_	_	_	_
信州新町 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5 36.1 - 1.1 21.0 46.2 72.2 73.5																						
豊野町 44.4 11.7 68.1 77.3 77.7 32.6 6.3 50.0 58.7 56.8 11.8 5.4 18.1 18.7 20.9 信渡町 43.5 38.7 98.2 94.0 43.5 38.7 98.2 94.0					٥. ٠	40 -						01.	400	70.0	70.							
信渡町 43.5 38.7 98.2 94.0 43.5 38.7 98.2 94.0											1.1							_	_	10:	10.5	20.0
辛礼村 39.3 63.2 74.5 84.2 39.3 63.2 74.5 84.2											_					11.8	_	_	5.4	18.1	18.7	20.9
三水村 49.6 78.3 95.1 106.5 49.6 78.3 95.1 06.5																	_		_	_	_	_
				-							_			_			_	_	_	_	_	_
鬼無里村 56.3 96.4 100 100 56.3 96.4 100 100	二水村	49.6	-	-	_	78.3	95.1	106.5	49.6	_	_	_	18.3	5 5.1	VO.5	_	_	_	_	-	_	_
鬼無里村 56.3 96.4 100 100 56.3 96.4 100 100	— per ⊥.	20.0					000	645	96.0		_	_	620	926	64 F	_	_		_	_	_	_
・ 川村				. -							_					_	_	_	_	_	_	_
中条村		30.3	_	_	_	50.4	100	700	. 50.5		_	_	JU.4	100	100		_	_	_	_	_	_
(下水内郡) 豊田村 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8		• _	_	_							_	_	_	_		_	_	_	_		_	_
豊田村 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8	中宋村	-	_	_	_				_	_												
豊田村 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8 47.3 - 1.1 11.3 72.2 96.1 102.8	(下水中型)																					
		473	_	. 11	11 2	72 2	961	102.5	173	. –	1 1	11 3	72.2	96 1	102.8	_	_	_	_	_	_	
X 13 000 000 000 000 000 000																	_	_	_	_	_	_
	木 们	55.0			02.0																	

⁽注) 各歳別措置児童数(各市町村記入の「厚生省報告例」 78 - 別表 57年4月分),各歳別人口の資料(出所は付表 2 と同じ)から 算出・作成

付表 7 幼稚園在籍児の年齢各歳別就園率 (対人口比) 一57年5月1日現在

	幼	稚 園 (総数)		幼	稚園	(公立)	幼	稚 園	(私立)
市町村名	総 数	各歳			総数	各歳		2 率	総数	各歳		
	3-5歳	3 歳 児	4 歳児	5 歳児	3-5歳	3歳児	4 歳児	5 歳児	3-5歳	3歳児	4 歳児	5 歳 児
(F) =1	96	12.9	% 22. 7	23, 2	%	% 0. 5	% 2. 0	% 2. 8	%	12.5	% 20, 7	% 20. 4
県 計	19.7								17.9			
市部計	26.2	17.2	30.8	30.1		0.3	1.9	1.8	24.8	16.9	28.9	28.3
郡部計	7.9	5.1	7.9	20.5	2.5	0.9	2.1	4.5	5.4	4.2	5.8	6.0
長 野 市	39.2	22.1	48.0	46.5	0.8	_	1.2	1.2	38.4	22.1	46.8	45.3
松本市	28.6	14.9	36. 2	34.8	6.6	0.7	9.7	9.4	22.0	14.2	26.5	25.4
上田市	23.0	17.7	24.8	26.0	_	_	_	-	23.0	17.7	24.8	26.0
岡谷市	20.0	18.5	22.0	19.7		-		_	20.0	18.5	22.0	19.7
飯田市	12.7	11.1	13.5	13.5	-	_	-	-	12.7	11.1	13.5	13.5
諏訪市	8.6	7. 7	7.9	10.1	_	_	_	_	8.6	7.7	7.9	10.1
須坂市	38.7	30.6	42.3	43.0		_	_	_	38.7	30.6	42.3	43.0
小諸市	45.9	29.0	54.5	54.1		_	_	_	45.9	29.0	54.5	54.1
伊那市	29.7	17.5	19.6	15.6		_	_	_	29.7	17.5	19.6	
駒ヶ根市	16.2	15.5	17.1	16.0		7.2	9.9	9.0	7.5	8.3	7.2	7.0
any 113	10.2	10.0	17.1	10.0	0.1	1.2	3.3	3.0	1.5	0.0	1.2	7.0
中野市	16.2	13.8	18.7	16.4	_	_	_	_	16.2	13.8	18.7	16.4
大町市	27.9	14.0	33.6	35.3		_		_	27.9	14.0	33.6	35.3
飯山市	3.8	4.0	2.2	5.2		_	_	_	3.8	4.0	22.2	5.2
茅野市	7.0	7.0	7.0	7.0		_	_	_	7.0	7.0	7.0	
塩尻市	15.7	11.6	18.9	18.7		_	_	_	15.7	11.6	18.9	18.7
更埴市	6.1	3.6	7.2	7.2	_	_	_	_	6.1	3.6	7.2	7.2
佐 久 市	29.1	19.9	33.0	34.4		_	_	_	29.1	19.9	33.0	34.4
医人间	29.1	19.9	33.0	34.4	. –	_	_	_	25.1	19.5	33.0	34.4
(北佐久郡)												
軽井沢町	29.5	27.8	28.8	32.2	-	_	_	_	29.5	27.8	28.8	
望月町	18.6	13.4	21.4	20.9	-	_	_	_	18.6	13.4	21.4	20.9
御代田町	36.6	30.6	32.7	47.1		-	-	_	36.6	30.6	32.7	47.1
(小 県 郡)												
丸子町	30.1	20.3	33.4	36.4	18.4	10.7	19.9	24.2	11.8	9.6	13.5	12.2
東部町	11.8		14.2	10.8		10.7	15.5	24.2	11.8		14.2	
東田町	25.1	17.8		28.8			_	_			27.9	
兵 四 門	23.1	17.0	27.9	20.0	, –				23.1	17.0	21.5	20.0
(諏訪郡)												
下諏訪町	6.3	4.9	6.0	7.9) –	_	_	_	6.3	4.4	6.0	7.9
(上伊												
辰 野 町	12.4	12.5	12.2	12.5	; -	-		_	12.4	12.5	12.2	12.5
(下伊那郡) 町	17.4	10.8	18.9	21.3	3 17.4	10.8	18.9	21.3	_		_	
						10.0	10.9	21.3		15.0	18.8	19.3
上郑町	18.0	15.9	18.8	19.3	, –	_	_	_	18.0	15.9	10.0	19.3
休曽郡												
木曽福島町	24.3	89.4	36.0	28.9	7.7	5.4	25.2	20.3	16.6	4.0	10.8	8.6
田口町	96.2	87.0	109.1	96.2	2 96.2	87.0	109.1	96.2	-		-	-
(再约麻那)									*			
(東筑摩郡) 明 科 町	34.8	_	_	100.7	7 34.8	_	_	100.7	· _		_	
24 11 4	""				55			_> •••				
(南安曇郡)					_						_	
豊 科 町	5.9	2.7	7.8	6.7		· –		-	. 5.9	2.7	7.8	6.7
穂高町	10.3	-	-	30.4	10.3	-	_	30.4	. -	·	_	-
ひとなる 見かり												
他安曼郡 池田町	17.1	10.3	19.5	20.9	a · _	_	_		17.1	10.3	19.5	20.9
语用三	14.1	10.3	15.5	۵۰. :	•				11.1	10.5	10.0	. 20.3
(植科郡)												
坂 城 町	14.9		14.5	16.8		-	_		14.9			
戸倉町	44.7	32.0	49.1	51.3	3 -	-	-		44.7	32.0	49.1	51.3
(1. 15 ++ 11/1)												
(上高井郡) 小布施町	22.0	_	31.3	34.8	3 22.0	_	31.3	34.8				
	22.0			04.0			01.0	04.0				

⁽注) 在籍児童数の資料 (出所は付表1と同じ), 各歳別人口の資料 (出所は付表2と同じ) から算出・作成

付表8 公設無認可施設の種類別在籍状況 (年齢二区分別人数・在籍率) - 57年10月現在

〈各市町村記入の「保育行財政に関する実態調査」の回答(調査票)から集計・作成〉

	合	計	へき地保育	es and	季節係	————— 录 育 所	/6 ± 40	
市町村名		0-2 3 歳				₹ 育 所 0-2 3 歳	児童館	<u>保 育</u> -2 3 歳
	総数(在籍率)	歳 児 以上児	総数(在籍率) 意	7-2 3 歳	総数(在籍率)	歳 児 以上児		鬼以晚
	1 96	Α			٨ %		λ α	
県 計	1 521 (0.9)	31 1 49	人 人 %) 951(0.6)	人 17 934	、 人 % 16 (0.0)	人 人 5 1	、 人 % 554 (0.3)	人 人 9 545
·市部計	492 (0.4)			13 188				8 267
郡部計	1 029 (1.7)	5 1 024		4 746	-			1 278
長野市	222 (0.8)	9 21	3 –		10 (0.0)	1 9	212 (0.8)	8 204
飯田市	49 (0.8)	2 4	7 49 (0.8)	2 47			· <u>-</u> ·	
伊那市	68 (1.5)			- 68			· _	,
駒ヶ根市	74 (2.9)			- 11			63 (2.5)	- 63
飯山市	65 (2.9)			11 48				
塩 尻 市	14 (0.3)) – 1	14 (0.3)	- 14	_		. <u>-</u>	
(上伊那郡)								
高遠町	7 (1.2)) 7 -	- 7(1.2)	- 7	_		. <u>-</u>	- -
辰 野 町	38 (2.1)						38 (2.1)	- 38
飯島町	90 (10.5)		- 90 (0.5)	- 90	_	- -	· -	
(下伊那郡)								
松川町	48 (4.6)) 1 47	7 48 (4.6)	1 47	_		. <u>-</u>	
阿南町	6 (1.4)			- 6	-		. <u>-</u>	
清内路村	16 (47.1)			- 16	_		. <u>–</u>	
阿智村	48 (10.2)			- 40			8 (1.7)	- 8
浪合村	18 (42.9)			- 18				- <u>-</u>
平谷村	16 (59.3)) – 10	6 16 (59.3)	- 16	_	 -	_	
天竜村	11 (7.2)			- 11				
木村	6 (1.1.			- 6		- -	_	
南信濃村	15 (7.9)			- 15	_		· <u>-</u>	
	,							
(木 曽 郡)				•				
木曽福島町	35 (4.5.) 3:	35 (4.5)	- 35	-		. <u> </u>	
楢 川 村	28 (8.9)			- 28			. <u></u>	
,,,								
(北安曇郡)								
池 田 町	15 (1.8)	- 19	5 15 (1.8)	- 15	_			
八坂村	9 (14.8)			2 7			· <u>-</u>	
美麻村	29 (30.9)						29 (30.9)	1 28
小谷村	26 (8.5)) 1 2:	5 26 (8.5)	1 25	<u> </u>		- ⁻ '	
			•					
(上水内郡)								
信州新町	83 (17.2)) – 8:	83 (17.2)	- 88	-		-	
豊 野 町	74 (9.7.				-		74 (9.7)	- 77
信濃町	25 (2.8			- 25	. –		_	
牟礼村	48 (10.2			- 48			· <u>-</u>	
戸隠村	56 (14.4.			- 45			11 (2.8)	- 11
*								
小 川 村	133 (52.6)	- 13:	3 92 (36.4)	- 92	: -		41 (16.2)	- 41
中条村	102 (54.3			- 24			78 (41.5)	- 78
(下水内郡)								
栄 村	47 (27.5) – 4	7 47 (27.5)	- 47	-		-	

(注) 在籍率は0-5歳人口(57年4月1日現在)=100として算出